

令和3年9月定例会

環境農林水産常任委員会会議録

令和3年9月16日・21日

場 所 第4委員会室

令和3年9月16日(木曜日)

出席委員(7人)

午前9時57分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第13号)
- 議案第8号 みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- ・県が出資している法人等の経営状況について
 - 一般社団法人宮崎県林業公社
 - 公益財団法人宮崎県環境整備公社
 - 公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター
 - 公益社団法人宮崎県農業振興公社
 - 一般財団法人宮崎県内水面振興センター
 - 一般財団法人宮崎県水産振興協会
 - 一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会
 - 一般社団法人宮崎県家畜改良事業団
 - 一般社団法人宮崎県酪農公社

○その他報告事項

- ・宮崎県環境計画(改定計画)に基づく令和2年度の取組について
- ・第七次宮崎県森林・林業長期計画(改定計画)に基づく令和2年度の取組について
- ・宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画の改定について
- ・野生鳥獣による農林作物等の令和2年度被害額について
- ・第七次宮崎県農業・農村振興長期計画(後期計画)の主な取組・成果・課題について
- ・第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画(後期計画)の主な取組・成果・課題について
- 閉会中の継続調査について

委員 長	岩 切 達 哉
副 委 員 長	内 田 理 佐
委 員	蓬 原 正 三
委 員	山 下 博 三
委 員	右 松 隆 央
委 員	武 田 浩 一
委 員	河 野 哲 也

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長	河 野 讓 二
環 境 森 林 部 次 長 (総 括)	田 村 伸 夫
環 境 森 林 部 次 長 (技 術 担 当)	黒 木 哲 郎
環 境 森 林 課 長	長 倉 佐 知 子
環 境 管 理 課 長	佐 沢 行 広
循 環 社 会 推 進 課 長	鍋 島 宏 三
自 然 環 境 課 長	藤 本 英 博
森 林 経 営 課 長	廣 島 一 明
森 林 管 理 推 進 室 長	右 田 憲 史 郎
山 村 ・ 木 材 振 興 課 長	有 山 隆 史
み や ざ き ス ギ 活 用 推 進 室 長	福 田 芳 光
工 事 検 査 監	木 嶋 誠
林 業 技 術 セ ン タ ー 所 長	黒 木 逸 郎
木 材 利 用 技 術 セ ン タ ー 所 長	橘 木 秀 利

農政水産部

農 政 水 産 部 長	牛 谷 良 夫
農 政 水 産 部 次 長 (総 括)	斎 藤 孝 二

農政水産部次長 (農政担当)	菓子野 利 浩
農政水産部次長 (水産担当)	鈴木 信 一
畜産新生推進局長	三 浦 博 幸
部 参 事 兼 農政企画課長	殿 所 大 明
中山間農業振興室長	海 野 俊 彦
農 業 流 通 ブランド課長	松 田 義 信
農業普及技術課長	上 田 泰 士
農業担い手対策課長	小 林 貴 史
農 産 園 芸 課 長	川 上 求
農 村 計 画 課 長	戸 高 久 吉
畑かん営農推進室長	鳥 浦 茂
農 村 整 備 課 長	押 川 浩 一
水 産 政 策 課 長	西 府 稔 也
漁 業 管 理 課 長	大 村 英 二
漁港漁場整備室長	否 笠 友 紀
畜 産 振 興 課 長	河 野 明 彦
家畜防疫対策課長	丸 本 信 之
工 事 検 査 監	日 高 誠
総合農業試験場長	東 洋一郎
県立農業大学校長	戸 高 朗
水 産 試 験 場 長	坂 本 龍 一
畜 産 試 験 場 長	谷之木 精 悟

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	内 田 祥 太
議 事 課 主 任 主 事	木 村 結

○岩切委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○河野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

座って説明させていただきます。

お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙をお願いしたいと思います。

本日の説明事項は、予算議案が1件、特別議案が1件、報告事項が3件、その他報告事項が4件であります。

まず、Ⅰの予算議案は、議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第13号)」についてで、令和3年度の繰越明許費補正の追加と変更でございます。

次に、Ⅱの特別議案は、議案第8号「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」であります。

Ⅲの報告事項は、地方自治法及び宮崎県の出資法人への関与事項を定める条例に基づきまして、県が出資している法人等の経営状況について報告するものであります。

当部の所管法人としましては、1の一般社団法人宮崎県林業公社、2の公益財団法人宮崎県環境整備公社、3の公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターの3法人であります。

次に、Ⅳのその他報告事項といたしまして、宮崎県環境計画(改定計画)に基づく令和2年度の取組についてなど4項目を報告いたします。

それでは、1ページをめくっていただければ

と思います。

1の令和3年度の繰越明許費補正(追加)についてであります。

これは、自然環境課の山地治山事業及び森林経営課の山のみち地域づくり交付金事業におきまして、関連する工事の工法の検討に日時を要したことから工期が不足し、翌年度への繰越しが必要になったものでありまして、合計欄にありますように、9億859万5,000円の繰越明許費をお願いするものであります。

次に、2の繰越明許費補正(変更)についてであります。

これは、森林経営課の地方創生道整備推進交付金事業におきまして、用地交渉等に日時を要したことから、表の繰越額補正後の合計の欄にありますとおり、2億4,694万1,000円へ変更をお願いするものであります。

私からの説明は以上であります。その他の議案等につきましては、それぞれの担当課室長が説明申し上げます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○長倉環境森林課長 常任委員会資料の2ページを御覧ください。

議案第8号「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」について御説明します。

1の改正の理由ですが、本年5月の地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴いまして、同法の文言を引用している条例の関係規定について、改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容ですが、地球温暖化対策の定義を規定しております温対法第2条第2項の中で、「温室効果ガスの排出の抑制」が「温室効果ガスの排出の量の削減」に改められたため、新旧対照表でお示ししている条例第5条第

1項のほか、表下に記載している第5条第2項及び第3項、第6条、第6条の2、第6条の3、第7条及び第7条の2について、文言を引用している箇所を改正するというものです。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

説明は以上です。

○岩切委員長 議案に係る説明が終了いたしました。2件ございました。

議案についての質疑はありませんでしょうか。

また、全体を通して伺うこともありますので、この場では一旦、このとおりということで、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○右田森林管理推進室長 それでは、常任委員会資料の3ページをお開きください。

Ⅲ報告事項、県が出資している法人等の経営状況についてであります。

私からは、1の一般社団法人宮崎県林業公社について御説明いたします。

林業公社は、(1)の設立の目的にありますように、造林、育林等の事業を通して、県土の保全等を図り、もって、地域経済の振興と住民の福祉の向上に寄与することを目的として、昭和42年に設立されております。

(2)の社員につきましては、県と12市町村、4森林組合などを合わせて19団体であります。

(3)の組織につきましては、役員は16名で、そのうち理事長が知事、副理事長が県環境森林部長でございます。

また、職員は総務企画課、業務課の2課体制で、事務局長を含め7名となっております。

(4)の出資の状況につきましては、総出資額は1,350万円で、そのうち、県出資金が500万円、出資比率は37%となっております。

なお、林業公社は(5)の特記事項にありま

すように、森林整備法人として昭和60年に知事の認定を受けているところがございます。

それでは次に、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づき、経営状況等について御報告いたします。

白い冊子の令和3年9月県議会定例会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)、31ページをお開きください。

まず、令和2年度の事業報告書についてであります。

1の事業概要を御覧ください。

5行目あたりになりますけれども、林業公社では、平成19年に策定しました経営方針及び、平成30年に策定しました第4期経営計画に基づき、経営改善に努めながら、以下の(1)から(6)にありますように、伐採量の平準化計画に基づく計画的な主伐販売や、補助事業を活用した利用間伐などの業務に取り組んでおります。

次に、32ページをお開きください。

2の事業実績にありますように、令和2年度は、間伐による分収林の適正な管理や、作業路開設による生産性の向上などに取り組んでおります。

財務状況等につきましては、この報告書の151ページをお開きください。

令和3年度宮崎県出資法人等経営評価報告書で御説明いたします。

まず、上段の林業公社の概要につきましては、先ほどの委員会資料と重なりますので、省略させていただきます。

次に、中ほどの県関与の状況であります。

人的支援では、右側の令和3年度の欄を御覧ください。

合計16名の役員のうち、常勤役員は県退職者

の1名、非常勤役員は15名で、うち県職員が2名、県退職者が2名となっております。

職員数は合計7名のうち、県職員が2名、県退職者が1名となっております。

その下の財政支出等では、令和2年度は、県補助金が4,089万円のほか、その右側ですが、公社への無利子貸付けになります県借入金残高は、令和2年度末現在で282億7,416万9,000円、その下の県の損失補償契約に基づく債務残高が48億9,910万6,000円となっております。

また、その下ですけれども、派遣した2名の県職員の人件費としまして1,144万4,000円を支出しております。

次の主な県財政支出の内容としましては、①の林業公社貸付金は、令和2年度は6億1,502万3,000円、②の森林整備事業、③の分収林整備高度化事業は、先ほどの県補助金4,089万円の内訳になります。

次に、一番下の枠の実施事業としましては、分収林事業や、伐採後の植栽未済地を解消するために、森林所有者から施業を受託して再造林等を行う森林施業受託事業などを行っております。

次に、その下の活動指標を御覧ください。

2つの活動指標を掲げております。

①の契約延長面積は、年度ごとの伐採量の平準化を図るため、分収林契約の期間延長に努めており、目標値295.9ヘクタールに対して、実績値は202.7ヘクタール、達成度は68.5%、また、②の再造林率は、目標値80%に対し、実績値は57.3%、達成度は71.6%となっております。

次に、152ページをお開きください。

財務状況であります。

表の左側の正味財産増減計算書、令和2年度の欄を御覧ください。

1行目の経常収益は4億9,161万8,000円、その下の経常費用は12億893万円となっており、この経常費用には、平成26年度より適用しております林業公社会計基準に基づき、主伐計画のある森林につきまして、帳簿上の価格を予想される売却価格に減額する、いわゆる減損処理が含まれております。

その下の当期経常増減額は、マイナス7億1,731万2,000円となっております。

これは、令和2年度に売り払った分収林について、これまでに要した経費に対して、主伐の売上代金が下回ったことなどにより、マイナスが発生しているものであります。

その下の経常外収益はゼロ円、経常外費用は3,389万1,000円となっております。

この結果、当期経常外増減額は、マイナス3,389万1,000円となっております。

当期経常増減額に当期経常外増減額を加えた当期一般正味財産増減額は、マイナス7億5,120万3,000円となっており、その下の一般正味財産期首残高が、マイナス98億2,422万9,000円でありますので、合わせて、その下の一般正味財産期末残高は、マイナス105億7,543万3,000円となっております。

次に、表右側の貸借対照表の令和2年度の欄を御覧ください。

流動資産と固定資産を合わせた資産の合計は272億7,075万6,000円で、このほとんどが、造林から育林に係るこれまで投下経費の累積である森林勘定であります。

次に、下の流動負債と固定負債を合わせた負債の合計は378億4,618万8,000円であり、このほとんどが、県及び金融機関等からの長期借入金であります。

なお、資産から負債を引いた正味財産は、マ

イナス105億7,543万3,000円であります。

次に、その下の財務指標を御覧ください。

林業公社におきましては、財務指標として、3つの項目を掲げております。

まず、①の年度末資金残高につきましては、令和2年度の目標値3億1,631万3,000円に対し、実績値3億2,782万2,000円、達成度は103.6%、②の主間伐等収入は、目標値4億1,143万9,000円に対し、実績値3億9,130万7,000円、達成度は95.1%、③の経営改善効果額は、目標値6,556万5,000円に対し、実績値6,758万8,000円、達成度は103.1%となっております。

続きまして、中ほどの枠の直近の県監査の状況についてであります。

昨年度の監査におきまして、「第4期経営計画の2年目である令和元年度の実績は、列状間伐や繰上償還等に取り組んだ結果、計画を上回る収益を確保したが、令和元年度決算で見ると、債務超過額は前年度から約4億4,000万円増の約98億円、県からの借入れ等も約4億円増加の約321億円となっている。

今後も引き続き、第4期経営計画を着実に実施するとともに、さらなる経営改善を図り、県の財政負担が最小限に抑制されるよう一層の取組を推進されたい」との要望があり、引き続き第4期経営計画に基づき経営改善に努めることとしております。

なお、この第4期経営計画の実績等につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、一番下の枠の総合評価を御覧ください。

右側の県の評価であります。

木材価格の低迷により、主伐等の林産物売払いで、これまでの森林造成に要した経費を賄うほどの収入が確保できていない状況にございまして、約106億円の債務超過にあります。

第4期経営計画に基づく経営改善に取り組んでいるものの、間伐売上げが計画を下回り、貸付金の繰上償還も実施できていないなど、依然として厳しい経営状況にあるものと認識しております。

今後とも、公社に対しまして、さらなる経営努力を求めるとともに、一層の収支改善が図られるよう、厳しく指導・監督を行うこととしております。

続きまして、第4期経営計画に基づく公社の単年度収支の状況等について御説明いたします。

常任委員会資料に戻っていただきまして、4ページをお開きください。

(6) 収支実績及び改善効果額についてであります。

①の第4期経営計画の策定であります。林業公社は、平成29年度に第3期経営計画の終期を迎えたことから、平成30年度を始期とする第4期経営計画を策定し、引き続き経営改善に取り組んでいるところであります。

次に、②の第4期経営計画における収支計画及び実績であります。その下の表1を御覧ください。

計画期間中の単年度収支の計画と実績であります。

収入の主なものは、伐採収入や補助金、借入金であります。

支出の主なものは、直接事業費、分収交付金、償還金であります。

太枠で囲っております令和2年度は、計画を上回る主伐の実施などにより、表の下から2段目の差引収支が約300万円のプラスとなり、この結果、表の一番下の年度末資金残高も約3億2,800万円と計画を上回っております。

しかしながら、間伐実績が計画を下回り、そ

れに伴い売上げ及び補助金収入も計画を下回ったことから、先ほども申しましたように、借入金の繰上償還を見送るなど、支出を抑えたことによるものであります。依然として厳しい経営状況にあるものと考えております。

次に、5ページを御覧ください。

③の林業公社の経営改善計画に基づく改善効果額であります。

これは、第4期経営計画の前期において、令和4年度までに林業公社が行うべき経営努力や利息の軽減などの取組をまとめたものであります。

その下の表2を御覧ください。

表内の一番上の1、林業公社自身の経営努力では、上から2行目の列状間伐の実施や、6行目の高収益地の戦略的な伐採による収入確保などで、計画を上回っております。

また、2、利息の軽減では、金融機関の協力を得まして、これまでに繰上償還等に取り組んだ結果、利息の軽減が図られております。

これらによりまして改善効果額は、下から2行目の欄のとおり、令和2年度は6,758万8,000円となるなど、計画を200万円余り上回っております。

県としましては、今後とも、公社に対しまして、さらなる経営努力を求めるとともに、一層の収支改善が図られるよう、厳しく指導・監督を行ってまいります。

説明は以上であります。

○鍋島循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

公益財団法人宮崎県環境整備公社の経営状況について御報告いたします。

常任委員会資料6ページをお開きください。

まず、(1)の設立の目的であります。公社

は、廃棄物処理施設エコクリーンプラザみやぎの運営を通じ、廃棄物の適正処理などから、本県の優れた自然環境の保全等に取り組むことを目的としております。

(2)の事業参画市町村等は、宮崎市、国富町、綾町及び西都・児湯地域7市町村で構成する西都児湯環境整備事務組合の4団体であります。

(3)の組織は、(5)の特記事項にありますとおり、4月1日付で解散をしておりますので、昨年度末の状況をお示ししております。

役員数は16名で、理事長を県OB、副理事長及び理事を環境森林部長、宮崎・東諸県、西都・児湯10市町村の長、県及び宮崎市のOBが務めております。

また、公社には、総務課など3課に12名の職員がおります。

(4)の出資の状況であります。基本財産は1億110万円で、全体の45.6%、4,610万円が県の出捐金でございます。

それでは、宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例に基づき、公社の経営状況等につきまして御報告いたします。

令和3年9月県議会定例会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)と表示されております冊子の153ページをお開きください。

左端の欄に概要とあります一番上の表につきましては、常任委員会資料で説明をした内容と重なりますので、省略をさせていただきます。

中ほどの左端の欄に、県関与の状況とあります表でございます。

まず、人的支援につきまして、表の右側、令和3年度のところを御覧ください。

公社の解散に伴いまして、令和3年度は清算

が主な業務となるため、真に必要な人員で取り組んでいるところでございます。

役員数は13名で、うち県職員が1人、県退職者が2人です。

2つ飛ばしまして、職員数は2人で、いずれも県職員でございます。

次の財政支出等ではありますが、令和2年度のところを御覧ください。

県補助金8,000万円、また、その他の県からの支援等の欄にありますとおり、運営資金1億8,000万円を県から借り入れております。

この県補助金の内容につきましては、その次の左端、主な県財政支出の内容とあります欄にお示ししておるとおりでございます。

一番下の表、左端の欄に実施事業とあります表を御覧ください。

公社では、産業廃棄物処理事業や県央地域10市町村からの委託による一般廃棄物処理事業、廃棄物に関する環境学習啓発事業、温浴施設等管理運営事業を実施しております。

その次の欄、活動指標であります。公社では、指標名欄にあります3つを指標として掲げております。

まず、①の産業廃棄物搬入量であります。令和2年度は5,100トンの目標に対し、実績は7,913トン、達成度は155.2%でありました。

次に、②の施設見学者数であります。1万2,000人の目標に対し、実績は151人、達成度は1.3%でありました。

また、③の産業廃棄物処理契約件数であります。470件の目標に対し、実績は1,013件、達成度は215.5%でありました。

これらの指標につきましては、表の一番下の指標の設定に関する留意事項にありますとおり、直近3か年分の実績や令和2年12月末で産業廃

棄物の受入れを終了することなどを踏まえ、設定されたところであります。

ページをおめくりいただきまして、154ページを御覧ください。

一番上、左端の欄に財務状況とあります表でございます。

表の左側、正味財産増減計算書の令和2年度のところを御覧ください。

まず、経常収益は、構成市町村からの運営委託料や産業廃棄物処理料金収入などで36億4,484万1,000円、次の経常費用は、施設の運転経費や管理費などで37億4,939万6,000円、その結果、次の当期経常増減額は1億455万5,000円のマイナスでありました。

次に、経常外収益であります。最終処分場における産業廃棄物埋立枠の転用に伴う負担金収入などで2億5,491万3,000円、その次の経常外費用は、損害賠償請求訴訟における訴訟費用確定に伴う配分などで6,796万5,000円、その結果、次の当期経常外増減額は1億8,694万8,000円でありました。

また、次の当期一般正味財産増減額は、当期経常増減額と当期経常外増減額とを合わせた8,239万3,000円でありました。

2つ飛ばしまして、下から4段目の当期指定正味財産増減額であります。宮崎市が実施する周辺環境整備事業への補助など、3,058万9,000円のマイナスでありました。

これらの結果、一番下の段の正味財産期末残高は23億84万円でありました。

続きまして、表の右側、貸借対照表の令和2年度のところを御覧ください。

まず、資産は28億20万8,000円で、その内訳は、現金預金や未収金など、流動資産が8億7,750万1,000円、基本財産や土地、建物などの固定資

産が19億2,270万7,000円でありました。

次の負債は4億9,936万8,000円で、その内訳は、未払金や短期借入金などの流動負債が4億761万1,000円、施設の緊急時対応準備金として、固定負債が9,175万7,000円でありました。

その結果、資産から負債を差し引いた、次の正味財産は23億84万円で、その内訳は、指定正味財産が1億110万円、下から3段目の一般正味財産が21億9,974万円でありました。

続きまして、その下の左端の欄に財務指標とあります表でございます。

指標名欄、①産廃処理収入の令和2年度の目標は1億2,000万円、実績は2億728万1,000円、達成度は172.7%でありました。

次の②産廃収支の目標は6,000万円、実績は1億1,155万9,000円、達成度は185.9%でありました。

これらの指標につきましては、直近3か年分の実績や令和2年12月末で産業廃棄物の受入れを終了することなどを踏まえ、設定されたところでございます。

続きまして、次の表、直近の県監査の状況であります。昨年11月に実施されました監査におきまして、指摘事項等はございませんでした。

一番下の表、左端の欄に総合評価とありますが、右上の県の評価につきまして御説明いたします。

公社が管理運営するエコプラザは、産業廃棄物と一般廃棄物の処理が円滑、適正に行われたところでございます。

活動指標における施設見学者数につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、施設内への立入りを制限せざるを得なかったことから、目標には遠く及びませんでした。その他の活動指標につきましては、目標

を上回ることができました。

また、令和2年度末での公共関与終了に伴いまして、産業廃棄物の受入れを令和2年12月までとせざるを得なかったため、財務指標の悪化を懸念しておったところでございますけれども、産廃処理収入、産廃収支ともに、目標を大きく上回ることができました。

公社では、コロナ禍において、県内の産業廃棄物、県央10市町村の一般廃棄物を円滑に処理しながら、宮崎市へのエコプラザ運営移行手続や、公社の解散に向けた手続につきましても、漏れなく、スムーズに行われたと評価したところでございます。

なお、解散に伴います清算につきましては、先月末をもちまして終了いたしましたことを御報告させていただきます。

説明は以上でございます。

○有山山村・木材振興課長 それでは、常任委員会資料の7ページをお開きください。

公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターについて御報告いたします。

当センターは、(1)の設立の目的にありますように、高性能林業機械の共同利用や、林業事業体の雇用改善、新たに林業に就業しようとする者への就業支援など、低コスト林業の促進や林業労働力の確保を目的としまして、平成7年に設立されてございます。

(2)の会員ですが、県のほか、宮崎県森林組合連合会、宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会の3団体で構成されてございます。

(3)の組織にありますように、役員は8名、職員は2名となっております。

(4)の出資の状況ですが、総額は900万円で、このうち、県が400万円を出捐しておりまして、比率は44.4%でございます。

(5)の特記事項でございますが、当センターは、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づきまして、林業事業体への支援を行う林業労働力確保支援センターとして知事の指定を受けてございます。

なお、当センターが行う、林業就業の相談・指導業務や高性能林業機械の共同利用業務などは、この法律に基づく業務となっております。

続きまして、別冊の令和3年9月県議会定例会提出報告書の155ページをお開きください。

県条例に基づきまして、出資法人等経営評価報告書によりまして、当センターの状況等について御説明いたします。

一番上の枠の概要につきましては、先ほどの説明内容と重複しますので、省略いたします。

次に、その下の県関与の状況でございますが、人的支援として、枠の右上の令和3年度の欄にありますように、役員数は8名で、うち県職員が1名、県退職者が2名であります。

2つ飛ばしまして、職員数は2名で、うち1名が県職員となっております。

その下の財政支出等ではありますが、令和2年度の欄にありますように、県委託料が1,279万9,000円、県補助金が492万2,000円であります。

また、その右の欄の県職員人件費にありますように、令和2年度は627万8,000円を支出しております。

委託料及び補助金につきましては、下の枠、主な県財政支出の内容にありますように、①の新規参入者の確保に向けた相談・指導や、②の林業技術者の育成、③の新規就業情報の発信や就職相談会、④のみやざき林業大学校等への指導員派遣、⑤の高校生を対象としました林業体験学習などを県支出により実施してございます。

なお、その下の実施事業にありますように、

センター全体では、①の林業に関わる相談・指導業務から⑥の林業機械の共同利用業務までの6つの事業を実施しているところであります。

次に、その下の活動指標でございますが、①の相談件数及び各種講習会・研修会等参加者数につきましては、目標値375人に対しまして、令和2年度の実績は392人で104.5%の達成状況となっております。

また、②の共同利用機械実働平均稼働月数でございますが、目標値9.4か月に対しまして、令和2年度の実績は8.7か月で、目標を下回っております。

次に、156ページをお開きください。

財務状況についてであります。

左側半分が正味財産増減計算書、右側が貸借対照表となっております。

まず、左側の正味財産増減計算書の令和2年度の実績でございますが、一番上の経常収益は9,991万2,000円、その下の経常費用は8,970万5,000円で、当期経常増減額は1,020万7,000円となっております。

次に、経常外収益とその下の経常外費用はゼロ円でありますので、税引前当期一般正味財産増減額は1,020万7,000円であります。

これから法人税等を差し引いた当期一般正味財産増減額は1,018万6,000円となっております。

この結果、下から5行目にありますように、一般正味財産期首残高に当期の正味財産増減額を加えた一般正味財産期末残高でございますが、1億5,645万1,000円であります。

次に、指定正味財産ですが、下から2行目にありますように、指定正味財産期末残高は204万円となっておりますので、財務状況の一番下の正味財産期末残高は1億5,849万1,000円と

なったところであります。

次に、右側の貸借対照表の令和2年度の実績でございますが、一番上の資産は、流動資産と固定資産を合わせまして1億6,455万6,000円、その下の負債は、流動負債と固定負債を合わせまして606万5,000円で、資産から負債を差し引いた正味財産でございますが、1億5,849万1,000円となっております。

次に、財務状況の下、財務指標であります、①の自己収入比率は、令和2年度の欄にありますように、目標値50%に対しまして、実績値は62.9%と上回っております。

これは、高性能林業機械の共同利用によりまして、一定の自主事業収益が確保できたことによるものと考えてございます。

最後に、ページ下半分の総合評価であります、枠内右側の県の評価の欄にありますように、活動指標につきましては、新規就業者や林業事業体を対象とした相談件数及び職業講習会・研修会等の参加者数は、目標を達成できてございますが、高性能林業機械の共同利用の平均稼働月数でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もありまして、目標値を下回っております。

センターが行う担い手関係の事業については、今後も事業のPRや事業体への働きかけを積極的に行いまして、事業効果を高め、林業労働力の確保や事業体の経営改善につなげていく必要があると考えてございます。

特に、林業労働力の確保につきましては、林業就業者数が減少している、このような状況を踏まえまして、就業に結びつく、より実効性のある取組が必要でありまして、みやざき林業大学校のPR等も含めまして、新規就業希望者への情報発信に取り組む必要があると考えてござ

います。

また、高性能林業機械の貸付けにつきましては、稼働率の向上に向けまして、今後も引き続き、その効率的な管理・運営を図っていく必要があると考えてございます。

財務につきましては、御説明しましたとおり、自己収入比率が目標値を上回っておりまして、公益法人として一定の自立性を確保しているものと考えてございます。

環境森林部からの説明は以上であります。

○岩切委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんでしょうか。

○右松委員 お疲れさまでございます。林業公社の件でいろいろと教えてもらいたいので、お伺いします。

県出資法人ということで、過去のいきさつからして、我々も大変注目しておる中で、特に経営改善、日々数字を追いかけてながら努力をしておられることに評価はさせていただきたいと思っております。これを前提とした状況を教えてもらいたいと思っております。

151～152ページ、併せてなんですけれども、間伐に関して、令和2年度の計画がなかなか難しいというのは、間伐対象となる社有林の確保が十分にいかなかったということですが、その辺の確保が順調にいかなかった要因と、前年度と比較をしたときの数字の違いが1点と、それから、そういった中で収支目標を達成しなければいけないということで、いろいろ御苦労される中で、主伐を計画以上に行ってきたということでございます。

それで、151ページの再造林率でございますが、達成度からすると、71%となっております。主伐後の再造林については、所有者の方に啓発を行っ

たり、いろいろと努力をされているということなんです。これは間伐がなかなか計画どおりいかなかった部分を主伐で補ったと。その主伐の増加によることが要因で、再造林がなかなか、数字的には厳しい状況になったのか。そのあたりをまとめて、間伐と主伐を教えてください。

○右田森林管理推進室長 間伐につきましては、公社の森林の全体として、伐期を迎えた森林が大変多くなっております。9割以上が伐期を迎え、森林所有者の主伐の意向が大変強いということで、間伐につきましてはなかなか御理解が得られず、間伐の目標が達成できなかったという実態がございます。

再造林につきましては、令和元年度の再造林が164ヘクタールに対しまして、令和2年度は248ヘクタールで主伐を実施しております。積極的に主伐を実施したわけなんですけれども、単年度収支を確保するということで、一つは主伐をかなり増やしたという実態がございます。そして、森林所有者の意向も、主伐の意向が高かったということがございます。そういうことで主伐の面積が増えていると。

一方で、再造林につきましては、皆伐しますと契約は解除になってしまうんですけれども、再造林の推進は森林所有者の意向を尊重しながら、我々もいろいろ普及をしておるところです。なかなか御理解が得られないところもありまして、公社のほうでは再造林の意向調査でありますとか、普及啓発、そういったものも行いながら、再造林に努めているところでもありますけれども、実態としては、こういうような数字になっているところでもあります。

○右松委員 分かりました。伐採期が来ているということは、今後も続く傾向だというふうに考えていますので、そうなってくると間伐は、

先ほどの推移からすると、どうしてもダウンセ
ざるを得ないのかなという印象を受けています。

ですから、今後も主伐を中心に力を入れてい
くような傾向になっていくのか、そのあたりを
もう一度。

○右田森林管理推進室長 主伐につきましては、
例えば令和3年度を例に取りますと、大変材価
が高くなっておりますので、森林所有者の意向
も非常に、主伐の意向がさらに高まっていると
いうことと、収益はできるだけ高い時期に確保
したいという考えがございまして、主伐を積極
的に行っているところでございます。

また、間伐につきましても、年間の計画があ
りまして、間伐をやっていかなくはなりません
ので、その目標に向かって、しっかりと森林
所有者の理解を得ながら進めていきたいと考
えています。

○右松委員 分かりました。木材価格の高騰に
ついてはこれから伺おうと思っていました。

後半について、特に間伐の数値に関しての修
正は加えることなく、今の目標値でやってい
くということでもいいですか。

○右田森林管理推進室長 間伐も引き続き実施
していく必要がございまして、間伐を続けて
いきたいと思えます。

○右松委員 今年度は特にコロナ禍において、
アメリカの住宅建築需要がかなり増えてきてお
りますので、それによって国内の丸太価格や製
材価格は高騰しております。これは木材価格の
今までの評価の中で、価格は低迷ということで、
なかなか収益の面で厳しい状況になりましたが、
今後、木材需要増に伴う価格高騰が継続してい
くのであれば、来年度に関してはこのあたりの
数字も変わってくるのかなと思っています。

このあたりの収入面での高騰というのは、来

年度表れてくると考えていいものなのかとい
うのが1点と、木材価格の高騰は一時的なもの
と考えておられるのか。あるいは今後もこの状
況が続くということであれば、サプライチェーン
の見直しも含めて、いろいろ国内対策を進めて
いかなければいけないかなと思っています。
そのあたり、総合的に幾つかお伺いさせてい
だきたいと思えます。

○右田森林管理推進室長 木材価格が上昇して
いることは、公社の運営についても大変よろし
いことですので、そこは非常に歓迎している
ところでございます。

価格については、外国とのいろいろな要因であ
りますとか、そういったところの関係して、相
場が決まってくるので、先の見通しはなか
な難しいところなんですけれども、ある程度高
い値段で維持されることを期待しております。

ただ、林業公社につきましては、昭和54年の
木材市場価格が、3万5,000円でございました。
非常に高い時期に公社を設立しているという
こと——昭和42年に設立して、当時は分収林、
分収造林から始まっておりますので、非常に材
価が高かったんですけれども、その間は収入が
ございませぬので、金融機関からの借入れだ
とか造林の補助金だとか、そういったものが収
益の主なものになっておりました。そのときの
借入金だとか、そういうものが今大きく収支に
影響している状況で、なかなか今の木材価格
でそれを回収できるかということ、非常に厳
しいところもございまして、一生懸命経営改
善に努めているところでございます。

○山下委員 同じく林業公社についてお伺い
したいと思うんですが、今、経緯をずっとお
話されてきたんですが、昭和40年代から、私
もちょうど高校を卒業して、国有林を借りた
部分林を

仕立ててきたんです。それで、40年契約ということでしたから、あの頃は7:3の持分で、売りに上げたときに7が私たち、3を国に、だったと思う。それでずっと育ててきて、7年ぐらい前に伐期が来たもんですから、木を処分したんです。

私も若いときでしたから、あの当時の拡大造林の魅力、今言われたように立米の非常にいい価値がある時代で、まだ木材の自由化なんてなかったわけですから、そして木材を非常に国内でも使っていた時代。それで、間伐をしながら、径の大きいやつ、真っすぐ伸びたやつをつくらうということで、かなり枝打ちやらやってきました。

当初、その部分林の7.5ヘクタールぐらいを5人で仕立ててきたんですが、伐期をしたのは、一番安いときでしたからなかなか期待になじめない価格でした。

だけど、宮崎県の流れの中でも、黒木知事時代から松形知事時代にかけて、当時の山に対する思いが、今の30年も続く丸太生産日本一の基礎をつくっていると思うんです。木材価格が低下する中で、宮崎県は林業県として、林業公社を中心として、この収支を耐えていかないとはいけなかった。これが今の流れだろうと思うんです。

今、右松委員からもいろいろありましたけれども、久しぶりに立米当たりの単価が1万7~8千円台になってきてまして、それで県内の木材生産が一気に活力が沸いてきたというか、再造林に対しても、やっところまで来たかという思いなんですけど、現状については、労働力不足や、山の育林に多大な労力を要するという大きな問題について、なかなか見通しが厳しいなと思ったところでした。

久しぶりに私もこちらの委員会に帰ってきたものですから、今この面積はどれほどでしたっけ。

○右田森林管理推進室長 公社有林は8,408ヘクタールございます。

○山下委員 8,400ヘクタールと、莫大な面積だろうと思うんですが、伐期を迎えた平均樹齢というのは、今どれぐらいですか。

○右田森林管理推進室長 杉の平均樹齢は46年生、ヒノキは48年生になっております。

○山下委員 そうですか。私は60年ぐらいになっているかなと思って確認したんですが、40年以上たっているということは、ちょうど伐期ですよ。60年になってくると大径材になって、非常に処理が難しくなるだろうと思うんです。拡大造林されていますから、8,400ヘクタールの中の伐期を迎えた面積がどれぐらいあるか分かりませんが、平均樹齢がこれぐらいだということは、末口が45センチだったけ、大径材の数値が。

だから、まだそれに届かないような木材が多いと思うので、これだけの樹齢が来ているんだしたら、今材価の高いときに馬力をかけて、労働力の問題もあるでしょうけれども、伐採の計画変更、そこら辺の見直しというのはしてないの。

○右田森林管理推進室長 公社の第4期経営計画では、年間の皆伐の面積を180ヘクタールとしております。ただ今年度につきましては材価が非常に上がっておりますので、積極的に皆伐をするということで、240ヘクタールを超える皆伐の実施を予定しているところです。

○山下委員 莫大な赤字を抱えている中、めったにない状況になってきましたから。

国のほうも具体的な数値目標を出してきたと思うんですが、計画の見直しとともに、少しずつでも経営改善をやっていくチャンスだろうと

思いますし、利益が出てくると、また拡大造林にも拍車がかかる。その辺の今後の見通しというのは何か考えていますか。

○右田森林管理推進室長 材価が上がることによって、分収割合でいうと6が公社、4が森林所有者になりますので、森林所有者の収益も当然増えてくるわけなんですけれども、その再造林につきまして、公社が皆伐して、契約が終わって解除になった後に、もう知らないということでは非常に問題がありますので、できるだけ高い値段で売って、収益がたくさん入るように公売も努力しながら、タイミング等も見ながら、森林所有者に分配金が行くように考えながら公売をしていきたいと思っています。

○山下委員 お願いもしておきたいのですが、中国木材を日向市に誘致してきて、何万立米を確保しているか分かりませんが、今木材の需要というのは物すごくあるんです。都城市も製材工場群が全国1位というぐらいあって、要望に応えられないぐらい今オーダーが来てて、生産を拡大したいけれども、なかなか材が集まらないとか、そういう話を聞くんです。

例えば、中国木材が宮崎県で、約200万立方ぐらいを今伐採していると思うんですが、そのあたりの状況をちゃんと確認して、足りないのであれば、大手のそういうところと、伐採事業を共同でやるとか、何か協力要請をしていかないと。環境森林部の林業全体での考え方ですけれども、その辺の取組というのは何も考えてないもんですか。何かあったらお聞かせください。

○右田森林管理推進室長 林業公社につきましては、間伐材のほうなんですけれども、間伐材の安定取引に関する協定というのを耳川の広域森林組合と西臼杵の森林組合と締結をしまして、市場の協定価格で売り払うということで、市場

手数料、はい積みなどのコストを削減して、特に耳川の中国木材の細島センターに出荷するという取組をしております。

山下委員がおっしゃったように、皆伐については、今のところまだそういう取組はできていないんですけれども、今後またいろんな角度から検討しながら、業界団体の声も聞きながら、何ができるのかを考えていきたいと思っています。

○有山山村・木材振興課長 山下委員がおっしゃるように、中国木材の日向工場をはじめ、県内の団体、県木材協同組合連合会、県素材生産事業協同組合連合会、県森林組合連合会と、この木材価格の高騰など、木材の需給の変動を受けまして、国も含めて意見交換をさせてもらって、課題の共有、国内外の状況、県内外の状況を共有して、どういうふうに県産材の振興を図っていくか。そういうような対策を話し合う場を5月末と8月末に設けています。また、中国木材の日向工場の責任者とは、9月の頭に、議会が始まってからですけれども、意見交換をしてございます。

中国木材は6月決算でございますが、2020年度は原木を約60万立方ぐらい消費している。そのうちの75%が宮崎県産材ということで、かなりの需要はもちろんありますし、委員の地元の都城市も製材が盛んですので、県のほうで県内企業との関係をどこまで調整できるか分かりませんが、県産材の需要拡大にもつなげていきまして、県としましては県産材の安定供給体制を構築していくという流れで進めていきたいと考えてございます。

○山下委員 この件については最後にしたいと思うんですが、都城市も森林組合があるんですが、なかなか作業員が集まらない。いても高齢化していて、70代がほとんどだということで、

人を紹介してくれと、そういう話も来るんです。

森林組合も人手不足の中で、なかなか期待に応えられない状況がありますから、今後は、製材加工業界とも協力して問題の解決を一緒に図っていかないと、林業県の今後を維持できないような気がするものですから、その辺は今後検討して行ってください。お願いします。

○岩切委員長 答弁はありませんか。

では、ここで質疑の途中ですが、感染予防のために5分程度換気を行います。

暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時3分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

委員の皆様のお質疑はございませんでしょうか。

○山下委員 議案第8号です。今、地球温暖化も、脱炭素社会というほど大きな、大変世界的な課題になっていて、その下にこれだけのものが変わってくるだろうと思うんですが、この条例の中には、具体的な数値目標とかは入れていくんですか。

○長倉環境森林課長 この条例については、地球温暖化防止のほかに廃棄物の発生の抑制とか、循環的な利用及び適正な処理と公害の防止、その他の生活環境の保全について必要な事項を定めておまして、数値目標としましては、別途、条例に基づく計画で定めているところです。

○山下委員 文言が抑制から削減という、捉え方でしょうけれども、条例そのものの目標、目的というのが、より強くなったんだろうなと思うんです。であれば、温暖化現象の中で、今企業も脱炭素社会に向けて、非常に前向きに努力

しないといけない。数値目標もどんどん出てくるんですが、この施策の中で、そこまで数値目標がある程度出てくるのかどうかだけを確認したいんですが。

○長倉環境森林課長 今回、法改正で文言の改正をされましたのは、国のほうで2050年までの脱炭素社会の実現ということがうたわれていましたので、その旨を基本理念として法律に追加したというのが大きな趣旨としてございます。

その関係で今回、もともとの改正前の「排出の抑制」という言葉に2つの意味がございまして、現に排出している量を削減するという意味が含まれており、また、排出の増加を抑えるという意味も含まれておりました。

今回、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、現に排出している量を減らすというところに重きを置いて、そこを明確にするという意味合いで改正されたという国からの説明を受けております。

具体的な数値目標としては、条例にはうたわれていないところになります。

○山下委員 皆さん方も条例をつくれればいいというのでは駄目だと思うんです。今日まで温暖化というのがずっと叫ばれてきて、その中で皆さん、都道府県、市町村、そしてその中には国民、市民がいるわけですから、それぞれ努力して、様々な排出規制というか、いろんなことも努力してきただろうと思うんです。

例えば、野焼きをするとか、ペットボトルとか分別だって、これだけ徹底してやっているんだけれども、さらにこの条例をつくって、どういうところにポイントを置いた施策に生かしてくるのかなと思ったものですから。ある程度、こういうことの削減に努力しないといけないねという数値目標は考えているのかなと思ったも

のだから、確認させていただきました。

○長倉環境森林課長 具体的な数値目標につきましては、後ほど、その他報告の中で御説明いたしますけれども、令和3年度からは宮崎県環境基本計画の中で数値目標を定めまして、目標に向けた取組を進めているところでございます。

○山下委員 分かりました。

○岩切委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。委員の質疑は説明が全て終了した後をお願いいたします。

○長倉環境森林課長 常任委員会資料の8ページをお開きください。

宮崎県環境計画に基づく令和2年度の取組について御報告します。

(1)の概要にありますとおり、この改定計画は、平成28年度から令和2年度までの5か年を計画期間としまして、長期的な目標に、日本のひなた「太陽と緑の国みやざき」の実現を掲げ、分野別に6項目を柱として施策を展開してまいりました。

(2)の令和2年度の主な取組状況について御説明します。

まず、①低炭素社会の構築について、アの二酸化炭素等排出削減では、枠囲みの中に記載しておりますように、県が委嘱した地球温暖化防止活動推進員による地域での普及啓発活動や温室効果ガスの排出抑制に関し、特に優れた取組を行った事業者の表彰など、イの再生可能エネルギー等の利用促進では、県民向け及び事業者向け研修会等の開催や木質バイオマスの収集運搬に係る経費の支援など、ウの二酸化炭素吸収源対策では、造林・下刈り・間伐の支援などを行ったところであります。

主な指標として、新エネルギー総出力電力を記載しておりますが、これについては目標を達成しております。

9ページを御覧ください。

②循環型社会の形成について、アの4Rと廃棄物の適正処理の推進では、産業廃棄物の不適正処理等に対する行政指導や、産業廃棄物の排出事業者向け講習会の開催など、イの環境にやさしい製品の利用促進では、県産材を活用した住宅建設への支援などを行ったところであります。

主な指標のうち、2段目の一般廃棄物のリサイクル率につきましては、ごみ焼却施設の高機能化により、それまでリサイクルされていたプラスチック類を可燃ごみとして焼却する自治体が増加したことにより、達成率が低くなっております。

10ページを御覧ください。

③地球環境、大気・水環境等の保全について、アの地球環境、大気環境の保全では、大気汚染の常時監視や工場・事業場への立入検査、有害大気汚染物質等のモニタリングなど、イの水環境の保全では、公共用水域及び地下水の水質環境基準等の監視や、浄化槽の整備を実施する市町村への補助など、ウの化学物質対策では、ダイオキシン類の環境調査や事業者に対する監視・指導など、11ページに移りまして、エの環境負荷の低減等では、環境影響評価法に基づく審査や、土呂久地区住民の健康観察検診などに取り組んだところであります。

その結果、主な指標については、おおむね目標を達成しております。

続きまして、④生物多様性の保全について、アの生物多様性の確保では、希少野生動植物を保護するための鹿防護ネットの設置など、12ペ

ージに移りまして、イの人と環境を支える多様で豊かな森林づくりでは、ボランティア団体が行う森林づくり活動への支援など、ウの自然豊かな水辺の保全と創出では、サンゴ群集保護のための天敵の駆除など、エの自然とのふれあいの場の確保では、ひなもり台県民ふれあいの森の維持管理などに取り組んだところであります。

主な指標のうち、3段目の森林ボランティア延べ参加者数につきましては、新型コロナウイルスの影響により活動を中止した団体や活動の規模を縮小した団体が多かったため、令和2年度の実績が大幅に減少したものであります。

13ページを御覧ください。

⑤環境保全のために行動する人づくりについて、アの環境教育の推進では、県が設置している環境情報センターによる環境講座や出前研修の実施など、イの環境保全活動の推進では、クリーンアップ宮崎などの取組を行ったところであります。

主な指標のうち、水生生物調査参加者、環境情報センター利用者数及び森林環境教育実践校数の達成率が低くなっておりますのは、新型コロナウイルスの影響等によるものであります。

14ページを御覧ください。

最後に、⑥環境と調査した地域・社会づくりについて、アの環境にやさしい地域・産業づくりでは、林道や作業路の整備、機材等の導入の支援など、イの快適な生活空間の創出では、国県道における植栽管理や無電柱化等の推進などに取り組んだところであります。

以上、主な取組について御説明しましたが、その他の取組については、別冊でお配りしております資料1にまとめておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

なお、宮崎県環境計画は、令和2年度で終期

を迎えたため、今年度からは、第四次宮崎県環境基本計画に基づいた取組を進めているところであります。

環境計画についての説明は以上です。

続きまして、15ページをお開きください。

第七次宮崎県森林・林業長期計画に基づく令和2年度の取組について御報告します。

(1)の概要にありますとおり、この改定計画は、平成28年度から令和2年度までの5か年を計画期間として、基本目標に「低炭素社会づくりをリードする力強い林業・木材産業の確立と山村の再生」を掲げ、3つの施策の基本方向に沿って推進してまいりました。

(2)の令和2年度の主な取組状況について御説明します。

まず、①人と環境を支える多様で豊かな森林づくりについて、アの多面的機能を発揮する健全で多様な森林づくりの推進では、枠囲みの中に記載しておりますように、造林・下刈り・間伐の支援や希少野生植物の保護活動の支援など、イの適正な森林管理の推進では、地域森林計画の樹立・変更や森林簿の精度向上、伐採パトロールによる伐採事業者の現地指導など、ウの安全・安心な森林づくりの推進では、山地治山工事や保安林の整備、野生鳥獣被害対策などに取り組んだところであります。

16ページを御覧ください。

主な指標のうち、3段目の山地災害危険地区の治山事業着手率については、表下の注釈に記載のとおり、平成29年度の調査による見直しで危険地区の母数が増えたことなどにより、見直し後の目標達成率は87.6%にとどまっております。

次に、②循環型の力強い林業・木材産業づくりについて、アの環境や社会経済に配慮した効

率的な森林経営の推進では、森林経営計画の作成促進、優良苗木供給拠点整備、低コスト林業技術等導入に関する研修会開催など、イの合理的な原木供給体制の整備では、林道や作業道の開設、高性能林業機械等の導入支援など、ウの競争力のある木材産業の構築では、木材加工流通施設や天然乾燥土場等の整備、再造林が確実な木質バイオマスの収集・運搬に係る取組への支援などを行っております。

17ページを御覧ください。

エの県産材の需要拡大の推進では、国内外の展示会等への出展や公的スペース等における木造施設等整備への支援など、オの特用林産の振興では、県内外のプロモーションや干しシイタケ料理の店の認定、原木シイタケ生産新規参入者対象の基礎研修会の開催など、カの未来を拓く新たな技術開発・普及指導では、林業技術センター及び木材利用技術センターの研究成果に関する技術移転などに取り組んだところであります。

主な指標のうち、一番下の干しシイタケ生産量については、生産者の減少・高齢化に伴う生産量の減少により、目標達成率が低くなっております。

18ページを御覧ください。

③森林・林業・木材産業を担う山村・人づくりについて、アの山村地域の活性化では、山村集落のライフライン等の施設整備への支援や、林業研究グループの活動支援など、イの林業・木材産業を支える担い手の確保・育成では、森林施業プランナーの育成研修やみやざき林業大学校での長期研修の実施など、ウの森林づくり応援団の育成では、若者を対象とした林業現場等の見学研修や、ボランティア団体の活動支援、企業の森づくり協定の締結などによる多様な主

体による森林づくりを推進したところであります。

19ページを御覧ください。

主な指標のうち、3段目の森林ボランティア延べ参加者数につきましては、先ほど、環境計画に関する報告でも御説明したように、新型コロナウイルスの影響により活動を中止した団体、活動の規模を縮小した団体が多かったため、令和2年度の実績が大幅に減少したものであります。

以上、主な取組について御説明しましたが、その他の取組については、別冊の資料2にまとめておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

なお、本計画については令和2年度で終期を迎えたため、今年度からは、第八次宮崎県森林・林業長期計画に基づいた取組を進めているところであります。

私からの説明は以上です。

○鍋島循環社会推進課長 委員会資料20ページを御覧ください。

宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画の改定につきまして、別添資料3のとおり、改定計画素案を取りまとめましたので、その内容につきまして、委員会資料に基づき御報告をいたします。

この計画は、(1)にありますとおり、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律第14条第1項に規定する都道府県が定める地域計画であり、本県では、現計画を平成22年度に策定し、海岸漂着物対策に取り組んでいるところでございます。

(2)の改定する理由でございますが、推進法が平成30年に改正をされ、それに基づいて国の基本方針が見直されたこと、また、第四次宮

崎県環境基本計画を本年3月に取りまとめたことから、それらとの整合を図るため、改定をするものでございます。

(3)の改定の主なポイントとしまして、3つお示ししております。

まず、①の漂流ごみへの対応についてであります。船の航行や漁業への障害・支障だけでなく、海洋環境に地球規模で影響を及ぼしているプラスチックなどの漂流ごみにつきまして、その対策を新たに明記することといたしました。

②の内陸部を含めた発生抑制対策であります。上流部で発生をしたごみが、水の流れによって海へと流れ下り、海岸に漂着していることを踏まえ、沿岸部のみならず、県下全域での発生抑制対策について明記することといたしました。

③の海岸漂着物等の実態把握につきましては、海岸漂着物対策に効果的に取り組むため、定期的な組成調査などの実施を明記することといたしましたところでございます。

ページをおめくりいただきまして、21ページを御覧ください。

(4)の現行計画と改定計画(素案)の骨子について、左側に現行計画、右側に改定計画素案をお示ししております。

現行計画は、8つの柱で構成してありますが、改定計画素案は、国の基本方針との整合を図り、事項を整理したことから、6つの柱で構成することといたしました。

現行計画のⅣ、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域とⅤ、重点区域に関する海岸漂着物対策とを素案では一つにまとめ、Ⅳ、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域と対策の内容といたしました。

また、現行計画のⅦ、関係者の相互協力に関する事項を素案のⅢ、本県の海岸漂着物対策の

基本方針の4番目にあります多様な主体の適切な役割分担と連携の確保として、整理統合いたしましたところでございます。

22ページを御覧ください。

(5)の改定計画(素案)の概要についてあります。

6つの柱で構成することといたしました素案につきまして、まず、Ⅰの宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画の基本事項では、地域計画の目的やその根拠などについて、次のⅡ、本県における海岸の現況と海岸漂着物等の状況では、沿岸の地形や河川の状況、潮の流れといった自然条件、また、港湾・漁港をはじめとする経済活動などの社会的条件について整理し、昨年度実施いたしました現況調査の結果を踏まえ、本県の海岸漂着物等の状況について、課題を含めてまとめております。

そして、Ⅲ、本県の海岸漂着物対策の基本方針では、海岸漂着物等の処理、発生抑制、普及啓発、相互連携の観点から、国の基本方針、また、第四次宮崎県環境基本計画を踏まえ、整理をいたしました。

1の海岸漂着物等の円滑な処理の推進では、海面を漂う漂流ごみや、海底の堆積ごみを含む海岸漂着物を円滑に処理するため、県や海岸管理者、沿岸市町の役割や協力の在り方などについて、2の海岸漂着物等の効果的な発生抑制では、循環型社会の形成に向けた4Rの推進や適正処理の推進、不法投棄の防止、林地残材等の流出防止など、取り組むべき事柄について取りまとめたところでございます。

また、3の海岸漂着物対策に係る普及啓発及び環境教育の推進では、県民一人一人の海岸漂着物等への理解が深まるよう、海岸の自主的な清掃活動等に取り組む民間団体などと連携し、

普及啓発などに努めることを、4の多様な主体の適切な役割分担と連携の確保では、県や市町村はもとより、県民や事業者、民間団体等が取り組むべき事柄、そして役割について、整理し直したところでございます。

続くIV、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域と対策の内容では、優れた自然環境を保全すべき地域や船舶の航行、観光、漁業など、地域経済活動の状況を踏まえ、現計画と同じ重点区域で、海岸漂着物対策に取り組むことについて、また、V、台風等災害などの緊急時の対応では、自然災害によって海岸漂着物等が大量に発生したときや危険物が漂着したときの県及び沿岸市町の対応策などについて、VI、海岸漂着物対策の推進に係るその他必要な事項では、本県海岸における海岸漂着物等の状況把握に必要なモニタリング調査の実施や地域計画の見直しについて、それぞれ整理し、まとめたところでございます。

なお、海岸漂着物対策のSDGsとしまして、14、海の豊かさを守ろうをはじめ、7つのゴールを目指すこととなり、IIIの本県の海岸漂着物対策の基本方針のそれぞれの項目に、ゴール番号をお示ししているところでございます。

(6)のスケジュールではありますが、この後、パブリックコメントを実施し、県民の皆様の御意見を頂戴したいと考えております。

その上で、素案の見直しを行い、11月議会におきまして、改めて改定案を御報告させていただき、年内に改定をしたいと考えておるところでございます。

報告は以上でございます。

○藤本自然環境課長 委員会資料の23ページをお開きください。

4、野生鳥獣による農林作物等の令和2年度

被害額について御説明いたします。

私からは、環境森林部で所管しております人工林と特用林産物の被害額等を中心に説明させていただきます。

まず、(1)の令和2年度被害の状況、①の部門別被害の状況であります。2段目の杉やヒノキなどの人工林は約6,700万円で、前年度とほぼ同額、その下のシイタケやタケノコの特用林産物は約1,000万円で、前年度に比べ10%の減少となっております。

次に、②の作物別被害の状況では、人工林は4番目の被害額となり、③の鳥獣別被害の状況は、鹿による被害が最も多く、約1億6,200万円等となっております。

続きまして、右側24ページを御覧ください。

(2)の被害額増減の要因の③にありますように、特用林産物につきましては、防護ネットや電気柵の設置が進んだことから、被害額が減少しております。

最後に、(3)の今年度の主な取組についてであります。

人工林につきましては、③にありますように、鹿が侵入しにくいように、強化型の防護柵の普及や定着等を図り、特用林産物につきましては、④にありますように、引き続き、防護ネット等の設置を支援することとしております。

また、⑤にありますように、鹿の生息状況等を把握するとともに、⑥有害鳥獣捕獲や鹿の狩猟に対する助成等により、適切な捕獲を推進してまいります。

さらに、⑦狩猟免許取得に対する助成等によりまして、狩猟者の確保と育成を図ることとしております。

説明は以上であります。

○岩切委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんでしょうか。

○右松委員 1点だけ、17ページなんですけど、第七次森林・林業長期計画の主な指標と実績の中で、林内路網の密度の部分です。本県は全国に先駆けて、林内路網の整備を進めてこられて、そのところは非常に大変評価をさせていただいております。山元に利益を還元するためには、この部分って物すごい大事なところだと思うんです。

それで、いろいろと頑張っておられる中で、海外との比較はなかなか難しいところがあると思うんです。日本の山って急峻ですから、オーストリアとかドイツと比較をすると、林内路網密度は2割程度と言われております。

ですから、流通の面でいかにコストを削減するかとなってくると、計画では100%近い形で推移しております林内路網整備というのは、非常に重要だと認識しております。本県が林業先進県として、山元への利益還元という面も含めて、できる範囲内で、関係各所とも連携しながら進めていただければなと思っています。

林道と、林道専用道と、それから森林作業道、こういった区分の中で、本県の今の現状と課題、それから今後に向けての方針というか、方向性を教えていただければと思います。

○広島森林経営課長 右松委員の御指摘のとおり、林内路網は本当に林業経営上、不可欠なものでございますが、海外、オーストリアとかヨーロッパ等に比べたら整備率は低いということでございます。

宮崎県の場合は、林内路網密度、全国第1位だったんですが、現在は、計算の方法にもよるとは思うんですけども、第1位は群馬県、第2位が長崎県で、第3位という順位になっており

ます。全国で見ても、林内路網密度の整備水準はトップクラスということで、これが宮崎県の林業の重要な基盤になって、また、山村地域の暮らしに貢献しているところでございます。

林道の整備方針は非常に重要で、ちょうど現在、10か年の計画を立てているところなんですけれども、密度を上げるにこしたことはないんですけど、地形に応じた、壊れにくい道の整備が必要ですので、林地の傾斜に合わせた適正な配置を進めていきたいと考えております。

もう一つ、コストを落とすためには、オーストリアのように、大きなトレーラーでの運搬が必要となります。今のところ、アンケート調査によりましたら、そのようなトレーラーが走行できる林道というものが、2割から3割という回答が返ってきましたので、運送の効率化が図れるような道路として、改良等しながら整備を進めていきたいと考えております。

○右松委員 要点は本当におっしゃるとおりで、ぜひ鋭意頑張っていただければと思っています。

○蓬原委員 同じ17ページです。未来を拓く新たな技術開発・普及指導、林業技術センターと木材利用技術センター、研究機関として、2つあるわけですが、コゴミのことが書いてあります。寒いところのできる山菜かなと思って、私は1回、植えたんですけども、育たなくて枯れてしまいました。これはなかなか味のいい山菜ですけども、この状況について教えてください。

○黒木林業技術センター所長 コゴミにつきましては、委員がおっしゃるとおり、寒いところのイメージはあるんですけども、県内でも自生しているところがありまして、県北の高千穂町とか、あのあたりには結構あります。

センターとしましても、そこから株を持って

きまして、育てて、増やして、これを技術移転したいということで、今、試験研究しているところです。

今回、技術移転先として、木城町の駄留地区に持って行って、植えているところであります。

○蓬原委員 要はこれを栽培して、お金になるかということにつながるわけですがけれども、その辺の見込みというのはどうですか。

○黒木林業技術センター所長 県内でもスーパーとかに行くと青果のところに並んではいるんですけども、結構値段的に高いんです。数本入って、結構な値段がします。だから、需要があるかどうか、買う人がどれぐらいいるかどうかは分からないんですけども、地域おこしみたいな形、現金収入という形、それとか地場産で民宿とか旅館とか、そういうところで使ってもらえればいいなとは思っています。

○蓬原委員 需要というか、消費者の関心は、結構強いんだろうと私は思います。天ぷらにするととてもおいしいです。ですから、これは地方創生に関わる話で、結果的に中山間地の人口が物すごい減少しているわけですが、要は収入をどう確保するかということであって、複合経営というか、農業しながら、林業しながら、農業も牛飼いやお茶や米作り云々やりながら、その中で複合的な収入を増やすことが大事なんだろうと思っていて、そういう意味では、ゴミとか山菜にも視野を広げて、何かの可能性を探っていくところに意義があると思いますので、今のお話からすると、まだあまり市場に出して、どの程度の売上げにつながるかと、反収がどうかとか、その状況のようですが、頑張ってくださいと面白いんじゃないかなと思いますので、ぜひ失敗を恐れずに頑張ってくださいようお願いしたい。

それと、木材技術センターです。つい2～3日前の読売新聞でしたけれども、都市部のほうで高層ビルがかなり建ち始めているということで、三井不動産だったりとか竹中工務店かな、御案内だと思いますけれども、法律も、10月に民間の建築物には国産木材を使うという規定ができるということで、はずみがつきますから。

以前、宮崎牛のプロモーションでロサンゼルスに行ったときに、耐火性とか、日本と建築基準が違いますので、できやすいのかも知りませんが、木造アパートが建っていました。だから最近の木材は強度についていろいろ研究しているというのは知っています。

あとは一番は耐火性です。塗料でカバーするとか、耐火性も非常にいろいろ研究されていることなので、ここの研究をやっていくと、これがまた国産材の利用促進につながるわけですので、木材技術センターの取組に未来を拓く新たな技術開発・普及指導とありますが、このあたりを見据えた取組というのは、どうなっているか、教えていただくといいなと思っています。

○橘木木材利用技術センター所長 非住宅分野、委員がおっしゃいましたような中高層建築物の構造用の部材としてCLT、そういったものの製品が活用され始めまして、新聞等にありましたとおり、大型のアパート、中低層住宅も含めて、木材の利活用に伴う需要拡大が非常に期待されているところでございます。当センターにおきましても、そういったCLT等の新たな構造部材としての利活用を進めるために、いろいろな研究に取り組んでいるところでございます。

状況を申しますと、建築基準法が改正されて、高さ16メートル未満、または3階までの木造建築物につきましては、耐火構造とすべきとされていたのですが、それが今回の改正によ

りまして、木造の建築物から除外されるということで、木材をそのまま見せる——「あらわし」と言いますけれども——そういったことで耐火構造以外の建築構造が可能となったと考えているところでございます。

これは非常に大きくて、これまで3階建て以上につきましては、ほとんど木材は使われておりませんで、S造——いわゆるスチールとか鉄骨とか——そういったものでした。それが非常に使いやすくなってきていると。ただし、構造計算は求められているということでございます。

ここに書いていますように、クリープ試験ということを我々も今やっちはいるんですけれども、木材を横に使用すると屋根の荷重がかかってまいります。それが大きければ大きく、高ければ高いほど荷重はかかります。それが計算上、荷重をかけますとたわみます。それが安全性を担保するためには、50年後にどの程度たわむのかという予測を立てて構造計算をしているといったことがございまして、それが日本の風土、例えば梅雨を越して水を含んだ状態ですとか、それが通常2倍になるということで基本的な計算をするんですけれども、それが例えば2.4倍なのか、2.5倍なのか、より安全性はどうなのか。そういった研究も進めながら、かつCLTの新たな使い方として、新製品の開発等に取り組んでいるといったところでございます。

非住宅分野、中高層建築物への利活用によって、木材需要の高まりが非常に期待されますので、当センターはそれに向けて、民間に技術移転ができるように、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○蓬原委員 歴史的に見ればコンピューターもない、構造計算という考え方もない頃、姫路城とか、法隆寺だとか、物すごい建物を造って、

城は何百年だけれど、お寺や塔にとっては何千年と続いている木造建築物もあって、そういう経験もあるこの日本の文化ですから、他県に負けないようにぜひいろんな角度から研究していただいて。素材をつくることは非常にたけているんですけれども、それを消費、川下のほうでどう使っていくかというところを、ぜひ頑張りたいと思うので、当初予算のときに、毎回知事には、将来への投資だから試験研究費は削ったらいかと申し上げているんですけれど。

以上、期待を申し上げておきたいと思えます。頑張ってください。

○右松委員 私も蓬原委員の意見と全く同じなのですが、代表質問で取り上げさせていただいて、河野委員も一般質問で、法改正を含めて取上げられたところでございます。県産材の需要促進ということで、今後、大変希望の持てる新たな分野になってくるのかなと思っています。

御承知のとおりだと思うんですが、9月13日、民間建築物への国産材利用を広げるために、林野庁が官民一体でウッド・チェンジ協議会というのを立ち上げております。これからいろいろと組合せをしながら、さらに後押ししていこうという動きになっていきますので、国の動きを注視をしていただきながら、なおかつ、私が代表質問で申し上げた、構造用集成材を使わずに、製材を束ねている束ね柱など、いろんな工法が出ていますので、そういった意味では、ぜひセンターのほうで研究を鋭意進めていただいて、宮崎県産材の利用促進も含めて、頑張りたいだけあればありがたいと思っています。

国の動向とか注視をされておられると思えますけれども、そのあたりの考え方とか、少し伺えればありがたいなと思っています。

○福田みやぎきスギ活用推進室長 委員がおっしゃられるとおりの、今回、木材利用促進法が改正されて、民間建築物まで広げられたということで、大変我々も期待をしているところでございまして、今後、国のスケジュールとしましては、基本計画とか、そういう基本方針をつくって、それに基づいて県や市町村のほうも、そういう形で一緒に取り組んでいこうということとで予定をしているところでございます。

その中で協定を結ぶとか、そういったのがございまして、そちらの協定のほうは、今民間の企業と県と協定を結んでいるところもございまして、そういったノウハウを生かしながら、今後広めていきたいと考えております。

そしてまた、そういったノウハウも生かしながらから広げていって、今回ウッドショックと言われてます木材の需給動向の変化で、国産材が注目を浴びたということで、川上から川下へそういったサプライチェーンが築ければ、いい流れになってくるのかなということで、取り組んでいきたいと思っています。

○山下委員 同じく17ページなんですけど、第七次林業長計の中で、指標と実績の一番下なんですけど、干しシイタケの生産量です。これが気になるものですから、確認させてください。

都城市も以前はほだ木で干しシイタケをつくる人がかなりおられたんです。生で出したりされていたんですが、今御案内のとおり、菌床栽培が大多数でありまして、365日、毎日生シイタケができるということで、シイタケ業界の人たちは、今まで両立されていたんです。

ほだ木の生産は、今後どうするかという話をしたときに、もうやめていくと。将来的にそういう話を聞いたもんですから、県南は菌床とほだ木と両方されているから、ほだ木栽培はやめ

ても菌床増やしたらいいわけですから、さほど影響はないと思うんですが、県北の産業として、干しシイタケをこれだけ推進してきて、計画目標に対して、57%ぐらいしか行ってないの。

だから、県北の産業として、干しシイタケを維持していけるのか、それと今値段的に、採算が取れているのかどうか。教えてください。

○有山山村・木材振興課長 干しシイタケの生産量、御指摘にありましたように、資料の17ページの一番下では、ちょっと上がる年、取れる年もあるんですけども、生産者の高齢化とか減少によって、生産量というのは年々下がってきているような傾向にあります。

一方、企業参入が盛んな菌床栽培は、右肩上がり伸びているところで、価格も若干凸凹はあるんですけども、東日本大震災の後に風評被害がありまして、そこで一旦価格が落ち込みました。その後、平成26年あたりから価格は回復したんですけども、令和2年現在では3,400円ぐらいの価格帯になっています。

生産者に何うと4,000円行かないと、原木栽培だとなかなか厳しい状況だということとがございまして、県としては、菌床との差別化というのをしていけないといけない。

干しシイタケの販売を着実に伸ばしているのが輸出だったりします。輸出は9,000円とか1万円近い単価でも取引がされているような実態がございまして、それには品質を安定させて生産者をまとめていく取組が必要ですので、県としましてはそういったことに支援をしていきたい。

輸出というと、GAPとか認証取得も必要になってきますので、認証取得の支援とか品質の確保、そういったものと併せて、生産量、輸出に取り組む生産者を束ねるような取組も支援して、生産拡大維持、また、キノコ栽培の生産

額の拡大に努めていきたいと思えます。

林業産出額は、キノコ栽培と木材の生産を足した金額なんですけれども、それが拮抗しております。長野県が全国で1位になってございます。それは残念ながら木材よりも菌床のキノコ栽培が高いということで、それだけ単年度に収穫できて、換金できている作物ですので、本県としても単年度で換金できる作物として、山村地域の貴重な換金作物として生産者支援、生産振興の支援を図っていきたいと、そのように考えてございます。

○山下委員 3,400円ですか。ちょうど東日本大震災のあの頃、5～6千円しないと赤字だという話も聞いていたんですが。ここまでまた下がったのかと、この前、シイタケ生産者が言ったことが今分かりました。

それで、先ほども申し上げましたが、県北は産業として生計を立てている林業家も多いわけですから、その辺はアイデアを出して、経営が成り立つ価格帯というのを考えていかないと、この値段では採算が取れないわけですから、大変だろうと思いますが大きな事業として計画を組んでください。

○岩切委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時56分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

委員の皆様から議案、報告事項、その他報告事項に関して御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、全くのその他ということで何かございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時6分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○牛谷農政水産部長 農政水産部でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

まず、お礼を申し上げます。7月30日に開催されました第72回宮崎県漁港漁場協会通常総会には、お忙しい中、岩切委員長に御出席頂きました。誠にありがとうございました。この場をお借りいたしましてお礼を申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。

本日は、まず、Ⅰの予算議案の補正予算及びⅡの特別議案1件について説明させていただきます。そして、Ⅲ議会提出報告として、損害賠償額を定めたことについて、また、地方自治法及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例の規定に基づき、農政水産部所管の6法人の経営状況について御報告いたします。最後に、Ⅳその他報告につきましては、目次に記載しております、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画（後期計画）の主な取組・成果・課題などの3項目について御報告をさせていただきます。

それでは、ページをめくっていただきまして、1ページをお願いします。

まず、Ⅰ 予算議案、議案第1号「令和3年度

宮崎県一般会計補正予算(第13号)」について御説明いたします。

今回の補正につきましては、表の中ほど、令和3年度9月補正額B欄の合計欄に記載しておりますとおり、1億9,119万円の増額を願います。この結果、農政水産部全体の補正後の予算額は、その隣のC欄、補正後の額の列の一番下、農政水産部計の欄に記載のとおり、441億3,452万2,000円でございます。

補正内容の詳細につきましては、後ほど関係課長より説明させていただきます。

次に、2ページを御覧ください。

まず、(2)の繰越明許費(追加)につきましては、農村整備課の公共農道整備事業において道路土工工事中に湧水が発生したため、その対応検討及び対策工事に日時を要したことから、年度内の完成が困難となったものであります。

また、公共農地防災事業においては、ため池改修工事に係る仮設道路等の整備工事に必要な借地について、地権者との交渉に日時を要したことから、年度内の完成が困難となったものでございます。

次に、(3)の繰越明許費(変更)につきましては、公共土地改良事業で工法の検討に日時を要したことにより、4億8,400万円から8億3,900万円への変更を願います。

次ページ以降の詳細につきましては、関係課長等から説明させていただきますので、よろしく御願いたします。

私からは以上であります。

○岩切委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後に願いたします。

○殿所農政企画課長 農政企画課でございます。

令和3年度9月補正予算について説明いたします。

歳出予算説明資料の35ページをお開きください。

農政企画課の9月補正額は、一般会計のみで5,200万円の増額補正を願っております。この結果、9月補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、17億5,114万1,000円となります。

37ページをお開きください。

補正額の内容につきましては、一番下の段、(事項)鳥獣被害防止対策事業費の1、鳥獣にまけない魅力ある地域づくり事業であります。

この事業は、野生鳥獣による農作物等への被害軽減を図るため、鳥獣侵入防止柵の整備や有害鳥獣の捕獲活動等に対し補助を行うものであります。今回、国からの追加要望調査に対し、宮崎市ほか26市町村等から要望があったことから、これに対応するため増額補正を行うものであります。

農政企画課は以上でございます。

○川上農産園芸課長 農産園芸課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の39ページをお開きください。

農産園芸課の9月補正額は、一般会計で1億3,919万円の増額を願っております。この結果、9月補正後の予算額は、右から3番目の欄であります。25億4,213万4,000円となります。

それでは内容について御説明いたします。

同資料の41ページをお開きください。

一番下の(事項)産地パワーアップ事業費で1億3,919万円の増額補正でございます。

これは、当初予定していたハウス整備等の事業計画が、国の経済対策において、令和2年度

補正予算で前倒しで採択されたことによる国庫支出金の減額と、新たに集出荷施設の整備等が国から追加採択されたことにより、その他特定財源の増額との差引額を増額するものでございます。

農産園芸課の説明は以上でございます。

○大村漁業管理課長 漁業管理課でございます。

常任委員会資料の3ページをお開きください。

議案第9号「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

資料の説明に入ります前に、まず、この条例のあらましについて御説明させていただきます。

当条例は、養殖用の種苗として採捕されたウナギ稚魚の流通をめぐりまして、反社会的な組織が関与するとともに、巨額の活動資金を得るなどの状況が横行していたため、ウナギ稚魚の流通の適正化及び犯罪の防止を目的として、平成7年3月に制定されたものでありまして、ウナギ稚魚を所持できる者や、その所持できる者が行うことができる取扱い行為について、規定をしているものでございます。

では、資料の説明に入らせていただきます。

今回の条例改正は、1の改正の理由にありますように、漁業法の改正によりまして、悪質な密漁の対象となっているウナギ稚魚につきまして、罰則の強化を目的に、これまでの養殖用の種苗供給目的での特別採捕許可から漁業許可に基づくこととされたことから、当条例について必要な改正を行うものであります。

2の主な改正内容ですけれども、3点ございます。

まず、1点目ですが、現在、条例の第2条において、ウナギ稚魚の所持・取扱いができる者として、「特別採捕許可者」ほか5者が規定をさ

れておりますが、ここに新たに「漁業許可者」を追加するものでございます。

次に、2点目ですけれども、条例第3条において、ウナギ稚魚の所持・取扱いができる者が、行うことができる取扱い行為を規定しておりますが、下の図に示しますように、新たに追加される漁業許可者が行うことができる取扱い行為を規定するものでございます。

3点目は、漁業許可者の追加によって生じる条ずれなどの必要な改正でございます。

3の施行期日ですけれども、公布の日からとしております。

説明は以上でございます。

○岩切委員長 執行部の説明は終了しました。

議案に関連して質疑はありませんでしょうか。また後ほどありましたら、お願いをしたいと思います。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○丸本家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。

常任委員会資料の4ページを御覧ください。

損害賠償額を定めたことについて御説明いたします。

本事案は、県有車両による交通事故1件であります。

内容につきましては、令和3年4月20日に、小林市北西方6697番地172先路上において、方向転換のため後退したところ、後方に停車していた相手方の車両の前方に衝突したものであります。この事故による相手方の損害につきましては、車両の右前方バンパーの損傷となっており、損害賠償額は、物損が10万7,602円であります。

交通安全につきましては、これまでも機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますが、今後とも一層の徹底が図られるよう、再発防止

に向け厳しく指導しているところであります。

説明は以上です。

○小林農業担い手対策課長 農業担い手対策課でございます。

常任委員会資料の5ページをお開きください。

公益社団法人宮崎県農業振興公社の経営状況等について御報告いたします。

1の沿革ですが、当公社は、昭和35年に宮崎県農業開発機械公社として設立されており、現在は、青年農業者等育成センターや農地中間管理機構に指定されるなど、本県農業振興のための事業を展開しております。

2の組織ですが、役員は常勤の2名を含め13名、職員は24名の体制となっております。

3の出資金等ですが、出資金が6,000万円で、このうち県の出資が2,000万円となっております。そのほかに、農業担い手確保・育成基金が、令和2年度末で9億1,500万円余でございます。

6ページをお開きください。

4の事業ですが、当公社は、(1)から(4)の事業を実施しております。内容については、後ほど県議会提出報告書で御説明いたします。

なお、参考にありますとおり、一般正味財産期末残高につきましては、特定資産運用益の減少等により、前年度から約1,300万円減の1億4,700万円余となっております。

次に、公社の令和2年度事業報告について御説明いたします。

お手元の令和3年9月県議会定例会提出報告書の79ページをお開きください。

2の事業実績ですが、(1)の農地部門では、令和2年度の事業費が8億3,700万円余で、農地中間管理事業により、農地の貸付けを2,975ヘクタール、農地の買入れを28ヘクタール行いました。

(2)の担い手支援部門では、事業費が1億5,700万円余で、就農支援対策事業や基金事業等により、研修から就農・定着まで、新規就農者の確保・育成のための体系的な支援を行いました。

(3)の畜産施設部門では、事業費が5億6,400万円余で、4地区で飼料畑造成や畜舎の整備、家畜排せつ物処理施設の機能保全対策工事を行ったほか、1地区で農作物被害防止施設整備工事などを行いました。

(4)の新農業支援部門では、事業費が2,600万円余で、6次産業化プランナーの派遣やみやざき6次産業化チャレンジ塾の開催により、6次産業化に取り組む農林漁業者への支援を行いました。

80ページから88ページに、令和2年度の貸借対照表と正味財産増減計算書等を掲載しておりますが、経営状況につきましては、経営評価報告書で御説明いたします。

163ページをお開きください。

まず、中ほどの枠の県関与の状況ですが、人的支援では、9名の県職員を派遣しております。次に、下の枠の財政支出等ですが、令和2年度の県委託料は3,800万円余、県補助金は7億1,300万円余、負担金は200万円余となっております。右の欄の、県からの借入金残高は1,900万円余で、就農支援資金の原資分であります。

次に、損失補償契約等に基づく債務残高は、農地の買入れ資金等の原資5億8,300万円余であります。また、県派遣職員の人件費は、9名分で5,300万円余となっております。

次に、主な県財政支出の内容については、先ほどの補助金、委託料、負担金を4つの事業部門別に掲載しております。

一番下の表、活動指標では、②の就農相談件

数は目標を上回ったものの、①の農地中間管理事業の借入面積及び③の6次産業化プランナーによる支援回数は目標の半分程度となりました。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域での農地利用に向けた話合いやプランナーによる支援活動が制限されたことなどによるものであります。

次に、164ページをお開きください。

上段の財務状況について、左側の正味財産増減計算書の令和2年度の欄を御覧ください。上から3段目の当期経常増減額は、1,300万円余の減少、また、その3つ下の当期経常外増減額は60万円余の増加で、その結果、3つ下の一般正味財産期末残高は1億4,700万円余となっております。また、その1つ下の当期指定正味財産増減額は1億400万円余の減少となったことから、下から2段目の指定正味財産期末残高は9億7,300万円余となっております。この結果、一般と指定を加えた一番下の正味財産期末残高は、11億2,000万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表の欄を御覧ください。1段目の資産は、令和2年度の欄の21億2,200万円余で、主なものは、中間保有しております農地や農業担い手育成・確保基金であります。3つ下の負債は10億100万円余で、主なものは、農地の借入れのための債務残高や畜産担い手事業等の事業未払い金であります。この結果、3つ下にあります資産から負債を引いた正味財産は、先ほど申し上げた正味財産期末残高と同じ11億2,000万円余であります。

次に、その下の枠の財務指標ですが、①の県補助金等比率は、目標値50%に対し、実績値は47%、②の法人運営のための管理費比率は、目標値1.0%に対し、実績値は0.4%となっております、いずれも目標を達成しております。

次に、一番下の枠の総合評価の右側、県の評価ですが、活動指標は、就農相談件数について目標を達成したこと、また、農地中間管理事業の借入面積は目標達成とならなかったものの、耕地面積に占める借入面積の割合が全国で7位と比較的高い実績を上げていることを評価しております。

一方で、目標未達成の原因となった新型コロナウイルス感染症による活動制限の状況は今後も継続するものと考えられることから、非対面型での支援対策や事業推進の手法を取り入れるなど、目標達成に向けた取組を進めていく必要があると考えております。

財務指標は全ての指標を達成しておりますが、今後も管理費の削減や事業見直し等の継続した取組を求めています。

令和2年度の事業報告は以上であります。

続きまして、令和3年度の事業計画について御説明いたします。

89ページにお戻りください。

本年度の事業概要及び事業計画は、昨年度と同様に4部門で各種事業を実施し、本県の農業振興を図る計画となっております。

次に、90ページの3、正味財産増減予算書ですが、Ⅰの一般正味財産増減の部(1)の経常収益は、次の91ページ上段枠内の経常収益計19億2,900万円余、それに対する(2)の経常費用につきましては、93ページ中段枠内の経常費用計19億3,300万円余であり、令和3年度の経常増減額は、マイナスの300万円余を見込んでおります。

また、下のⅡの指定正味財産増減の部は、90万円余のマイナスを見込んでおり、その結果、一番下のⅢの正味財産期末残高は11億2,900万円余を見込んでおります。

以上で、農業振興公社に関する報告を終わります。

○大村漁業管理課長 漁業管理課でございます。

常任委員会資料の7ページをお開きください。

一般財団法人宮崎県内水面振興センターの経営状況について御報告いたします。

1の沿革ですが、当センターは、内水面における漁業及び養殖業の振興を図るとともに、水産動植物の保護培養等、内水面の振興に資することを目的として、平成6年11月に設立され、平成25年4月に一般財団法人に移行しております。

2の組織ですが、役員は理事長以下9名、職員は10名となっております。

3の出資金等ですが、基本財産は3,000万円で、このうち県が1,500万円となっております。

4の事業につきましては、県議会提出報告書で説明させていただきます。

別冊の令和3年9月県議会定例会提出報告書の95ページをお開きください。

令和2年度事業報告書についてでございます。2の事業実績ですが、4つの事業を行ってまいりまして、まず(1)の内水面における漁業及び養殖業の振興に関する事業では、うなぎ稚魚の取扱いに関する条例に基づく現地調査や、内水面振興法に基づくウナギ稚魚の池入れ制限に係る指導を行いました。

次の(2)の内水面における秩序維持対策に関する事業では、巡回パトロールによる河川利用秩序の指導のほか、県警や海上保安部と連携し、違法採捕の防止に努めました。

その次の(3)の内水面の増養殖用種苗の採捕、供給等に関する事業では、大淀川と一ツ瀬川において、ウナギ稚魚の採捕を行いまして、昨漁期の採捕量は35キロ、収入額は2,100万円余

となっております。

96ページをお開きください。

(4)の内水面の水産動植物の保護培養及び環境保全に関する事業では、アユの放流やウナギ稚魚の来遊状況調査、また、カワウの生息調査等を行い、資源の保護・培養に努めました。

次に、経営状況等の詳細につきましては、出資法人等経営評価報告書により説明いたします。

165ページをお開きください。

まず、中段の表にあります県関与の状況ですが、人的支援では、県職員が非常勤役員として2名、職員として2名、県退職者が常勤役員として2名でございます。その下の財政支出等では、令和2年度の県委託料が5,000万円余、県補助金が1,500万円余、さらにその下の欄になりますが、その他の県からの支援等としまして、経営基盤強化対策資金の借入額が3,000万円となっております。

続きまして、一番下の表の活動指標ですが、①の県内産種苗に占めるセンターの割合につきましては、目標値の30%に対し、実績は16%、達成度は53.3%となったところでございます。②の県内各河川の監視・指導回数は、目標以上の244回、③の稚魚の放流量は、約3万4,000尾で目標の約7割となったところでございます。

続きまして、166ページを御覧ください。

上段の表の財務状況ですが、左側の正味財産増減計算書の令和2年度の欄を御覧ください。経常収支は9,000万円余、経常費用は9,400万円余となりまして、当期経常増減額はマイナスの391万7,000円となりました。その結果、一番下の正味財産期末残高は2,200万円余と昨年度から400万円ほど減少いたしております。

次に、中段の財務指標についてですが、①の正味財産増減率は、シラスウナギ採捕・供給事

業の収益低下等によりまして、令和元年度末から減少したため、実績値は85%となっております。②の管理費比率は、経常費用の中の管理費の割合を目標としておりますので、目標値を下回るほど管理費の抑制に取り組んだこととなる指標ですが、実績値は16.8となっております。

次に、下段の総合評価の右側の県の評価についてですが、平成29年度からの2年連続の不漁によりまして、正味財産が大幅に減少したことを受けまして、令和元年5月からスタートさせた第5期経営改善計画に基づき、引き続き、採捕・供給事業の運用体制の見直しや徹底したコスト削減による体質強化を図るとともに、ウナギ資源の適正管理や持続的な養鰻業の発展並びに内水面の振興に寄与していくことを期待すると評価をしております。

続きまして、令和3年度の事業計画について御説明いたします。

102ページにお戻りください。

今年度の事業計画につきましては、2の事業計画のとおり、おおむね昨年度と同様の事業に引き続き取り組んでまいります。

103ページの3の収支予算書ですが、Iの事業活動収支の部の事業活動収入につきましては、中ほどの種苗販売事業収入につきまして、近年の状況を考慮しまして3,100万円と見直したことから、事業活動収入計は9,977万円余を計画しているところございます。

104ページをお開きください。

下段の囲み欄の事業活動支出計の箇所でございますけれども、9,752万円を見込んでおりまして、その結果、その下の事業活動収支差額はプラスの224万円余を計画しております。

次に、その下のIIの投資活動収支の部でございますが、105ページに移っていただきまして、

横囲みの上から2番目、投資活動収支差額はマイナスの224万円余で、IIIの財務活動収支の部の下のほうの財務活動収支差額は、プラスマイナスゼロを見込んでおります。

内水面振興センターについては以上でございます。

○西府水産政策課長 水産政策課でございます。

一般財団法人宮崎県水産振興協会の経営状況について報告をいたします。

常任委員会資料の9ページをお開きください。

1の沿革ですが、当協会は、昭和56年に宮崎県栽培漁業センターとして設立して以来、栽培漁業の推進及び養殖業の振興に関する事業を実施しております。

2の組織ですが、役員は合計11名で、そのうち県職員が1名、県退職者1名、職員は合計9名で、そのうち役員を除く県職員は2名であります。

3の出資金等ですが、出捐金は1億2,179万3,000円で、このうち県の出捐金は6,089万7,000円でございます。

次に、お手元の令和3年9月県議会定例会提出報告書の107ページをお開きください。

2の事業実績でございます。(1)の栽培漁業振興事業では、体験放流等による栽培漁業の普及啓発やヒラメの放流用種苗の生産・供給を行いました。

(2)の魚類養殖適正管理指導事業では、ブリ稚魚の需給調整やマダイ等の人工種苗の動向把握と安定供給を行いました。

(3)の種苗生産技術開発事業では、放流用の新魚種としてアマダイの種苗生産技術開発やカンパチ種苗の供給体制確立、マダイ等の早期種苗生産技術の確立に取り組みました。

(4)の養殖用種苗供給事業では、養殖ニー

ズに対応した種苗の生産供給を行いました。

167ページをお開きください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書により経営状況を説明いたします。中ほどの表の県関与の状況を御覧ください。県の財政支出等ですが、令和2年度の県委託料は369万円余、県補助金は3,389万円余、右側の派遣職員の人件費は3名分で1,506万円余であります。

下の表の活動指標を御覧ください。

活動指標は3つ掲げておりまして、①の放流用種苗生産尾数は、達成度110.9%、②のヒラメの放流魚混獲状況は、達成度154.8%、③の栽培漁業に関する普及啓発は、達成度119.9%でいずれも目標を達成してございます。

168ページをお開きください。

一番上の表の財務状況を御覧ください。左側の正味財産増減計算書の令和2年度の欄でございすけれども、中段の当期一般正味財産増減額は298万円余、その3段下の当期指定正味財産増減額はゼロとなり、その結果、一番下の正味財産期末残高は、令和元年度に比べて298万円余増の2億7,125万円であります。

右側の貸借対照表を御覧ください。

令和2年度の資産は、流動資産と固定資産を合わせまして3億3,704万円余、その3行下の負債は6,579万円余、その下の資産から負債を差し引いた正味財産は2億7,125万円であります。

その下の表の財務指標を御覧ください。

①の1人当たりの自主財源収入金額は、目標値790万円余に対し、実績値は1,440万円余、②の支出比率は、目標値103.6%に対し、実績値は104.4%、③の主な収益事業魚種の販売収入は、目標値8,836万円余に対し、実績値は1億1,594万円余となっており、いずれも目標を達成してございます。

一番下の表の総合評価を御覧ください。

表の右側の県の評価ですが、平成29年度、30年度と赤字決算でございましたけれども、直近の令和元年度及び2年度は、主力魚種の収益向上によりまして、黒字決算となっております。中期経営計画に基づく取組を継続することによりまして、財務基盤の安定化につながっているものと考えてございます。

続きまして、令和3年度の事業計画について御説明いたします。

112ページにお戻りください。

令和3年度の事業計画では、令和2年度と同様の事業を実施してまいります。

113ページを御覧ください。

3の収支予算書でございすけれども、Ⅰの一般正味財産増減の部では、(1)の経常収益の合計は2億41万円余、(2)の経常費用の合計は1億9,650万円を見込んでございます。

2の経常外増減の部の一般正味財産期末残高は2億7,126万円余で、その結果、Ⅲの正味財産期末残高は2億7,126万円余を見込んでございます。

水産振興協会については以上でございます。

○河野畜産振興課長 畜産振興課でございます。

当課からは、3法人について報告いたします。

常任委員会資料の11ページをお開きください。

まず、一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会の事業概要について報告いたします。

1の沿革ですが、当協会は、和牛肥育農家に対する価格差補填事業を行うために、平成8年2月に設立され、25年11月に一般社団法人に移行しております。

2の組織ですが、役員は17名で、協会事務を県経済連へ委託しており、法人としての専属の職員はおりません。

3の出資金等ですが、寄託金として6,166万円、そのうち県は2,000万円で比率は32.4%であります。

4の事業ですが、参考の欄を御覧ください。

(1)の表は、生産者積立金の積立頭数と補填頭数の推移ですが、令和2年度は、積立頭数2万1,304頭、補填頭数5,356頭であります。

(2)の①の積立金単価は、通常時には1頭当たり2,500円を、高価格時には同じく5,000円を積み立てております。一方、②の補填金単価は、1頭当たり上限1万円で、四半期ごとにJ A宮崎経済連和牛枝肉A4等級価格が、下の表にあります協会の定める基準価格を下回った場合に交付されます。

次に、経営状況等について御説明いたします。

お手元の令和3年9月県議会定例会提出報告書の169ページをお開きください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書により説明いたします。

下段の活動指標を御覧ください。活動指標は、2指標掲げております。①の基金造成額は、達成度105.1%、②の補填金交付額は、達成度105.6%であります。

次に、170ページをお開きください。

一番上の表の財務状況を御覧ください。まず、表の左側の収支計算書でございますが、令和2年度の収入は1億732万円余、支出は1億729万円余で、その結果、当期収支差額は2万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表であります。令和2年度の資産は、流動資産と固定資産を合わせまして8,465万円となっております。負債は8,266万円となっております。その下の資産から負債を引きました正味財産は199万円となっております。

次に、その下の財務指標であります。適正運営の指標として、①収支バランスを設定しております。達成度は100%であります。

次に、下段の表、総合評価を御覧ください。表の右側、県の評価であります。新型コロナウイルス感染症の影響による枝肉価格相場が不透明な中、当協会の活動は、和牛肥育農家の経営安定のために大きな役割を担っており、補填につきましては基金の範囲内で行われ、財務内容は健全であり、組織運営も良好であると評価しております。

続きまして、委員会資料に戻っていただきまして、12ページをお開きください。

一般社団法人宮崎県家畜改良事業団であります。

1の沿革ですが、事業団は昭和44年9月に設立され、平成24年10月に一般社団法人へ移行しております。

2の組織ですが、役員は21名、うち県職員1名、職員は25名となっております。

3の出資金等ですが、寄託金として9,800万円、そのうち県は4,000万円です。比率は40.8%であります。

4の事業ですが、種雄牛の繋養管理、凍結精液の製造と譲渡等を実施しております。下の参考の(1)の表は、凍結精液ストローの譲渡本数の推移ですが、近年増加傾向にありまして、令和2年度は14万本を超える実績となりました。

次に、経営状況等について説明いたします。

9月定例県議会提出報告書の171ページをお開きください。

中ほどの表、県関与の状況を御覧ください。人的支援であります。常勤役員に県OB1名、非常勤の役員に県職員1名の人的支援を行っております。

県の財政支出等ではありますが、種雄牛の能力を把握する検定等を行うため、県委託料として、①の宮崎県肉用牛改良総合対策事業により、1億3,325万円余を支出しております。

下段の活動指標を御覧ください。凍結精液の譲渡本数は、達成度107.4%となっております。

次に、172ページをお開きください。

上段の表の財務状況を御覧ください。まず、表の左側の収支計算書です。令和2年度の収入は6億2,235万円余、支出は5億9,716万円余で、その結果、当期収支差額は2,519万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表であります。令和2年の資産は、流動資産と固定資産を合わせまして10億4,107万円余となっております。負債は2億8,009万円余となっております。その下の資産から負債を差し引きました正味財産は、7億6,098万円余であります。

次に、中段の表の財務指標であります。①の自己収入比率の達成度は94%、②の管理費比率の達成度は120.5%であります。

次に下段の表、総合評価を御覧ください。表の右側、県の評価であります。県内の繁殖雌牛の増加や能力の高い種雄牛の凍結精液価格の改定により、今後も安定した売上げが見込めること、また、施設整備計画も具体化され、収支から引当金の積み増しも可能となるなど、長期的な視点からも良好と評価をいたしております。

次に、委員会資料13ページをお開きください。一般社団法人宮崎県酪農公社であります。

1の沿革ですが、当公社は、昭和43年8月に設立され、平成25年4月に一般社団法人へ移行しております。

2の組織ですが、役員は11名で、そのうち県職員2名、職員は15名となっております。

3の出資金等ですが、出資金として1億6,058万円、そのうち県は8,000万円比率は49.8%あります。

4の事業ですが、酪農家から預かった乳用子牛を育成した後に妊娠させ、酪農家に戻す預託事業や生乳生産・販売等を行っております。

下の参考(1)の表は預託頭数の推移ですが、近年は頭数が増加傾向にあり、令和2年度の平均預託頭数は681頭であります。

次に、経営状況について説明いたします。

9月定例県議会提出報告書の173ページをお開きください。

中段の表、県関与の状況を御覧ください。県の財政支出等ではありますが、県委託料として、酪農家の後継牛確保のために優良乳用牛からの採卵業務委託料として30万円を支出しております。

また、県補助金として、公社の施設整備に係る起債償還金を公社への出資割合に応じて276万円余を、研修型雇用による人材育成支援として202万円余を支出しております。

下段の活動指標を御覧ください。①の預託牛の入牧延べ頭数は、達成度100.6%、②の年間生乳出荷数量は、達成度100.8%となっております。

次に、174ページをお開きください。

上段の表の財務状況を御覧ください。まず、表の左側の損益計算書ですが、売上高は4億4,173万円余となり、売上原価等を差し引いた一番下の当期純利益は296万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表ですが、令和2年度の資産は、流動資産と固定資産を合わせまして3億818万円余となっており、負債は4億3,812万円余となっております。資産から負債を差し引きました正味財産は、マイナス1億2,993万円

余となっております。

次に、中段の財務指標であります。①の当期収支差額の達成度は68.5%であります。②の自己収入比率は94.3%、③の管理費比率は107.6%であります。①の当期収支差額の達成率につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、和牛、ホルスタイン、F1の子牛の価格相場が低迷し、収益が計画に対し減少したため、達成率も低下したところであります。現在では、子牛価格相場は回復している状況にあります。

次に、下段の表、総合評価を御覧ください。表の右側、県の評価であります。県内酪農家に対し、公社より乳用牛育成預託の説明会やパンフレット等を配布し、預託事業の周知を積極的に実施した結果、令和元年度に引き続き、令和2年度も目標数以上の預託頭数を確保しております。また、県外からの外部講師や畜産試験場の研究員による定期的な受胎率向上の技術指導等により、公社職員の飼養管理技術も向上しております。

このような取組の結果、令和2年度も目標としておりました単年度黒字化を達成し、今年度も平成30年度に策定いたしました経営改善計画を着実に実行し、引き続き、単年度黒字化を達成する必要があると評価をいたしております。

畜産振興課からの説明は以上であります。

○岩切委員長 執行部の説明が終了しました。

ここから報告事項についての質疑に入るところでございますけれども、1時間ほど経過いたしましたので、5分間の換気時間を設けたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時54分休憩

午後1時59分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

委員の皆様から御質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いいたします。

○殿所農政企画課長 常任委員会資料の15ページをお開きください。

第七次宮崎県農業・農村振興長期計画の後期計画における主な取組・成果・課題について説明いたします。

第七次計画の後期計画につきましては、平成28年度から令和2年度までの5年間、「新たな時代の変化に対応したみやざき農業の成長産業化」を基本目標に、販売力の強化、生産力の向上など、4つの視点で8つの重点プロジェクトを設け、重点的かつ横断的な取組を進めてまいりました。この8つの重点プロジェクトの主な取組・成果・課題について、次ページ以降で説明いたします。

なお、詳細につきましては、別冊で冊子を配付しておりますので、御参照頂ければと思います。

16ページに移っていただきまして、国際競争力強化プロジェクトでは、輸出拠点施設の整備や輸出向け産地の拡大などに取り組み、令和2年度の農畜産物の輸出額は、過去最高の約63億円となりました。また、集出荷施設の集約シミュレーション等にも取り組みました。

課題としては、輸出先国の規制等に対応できる産地の拡大や物流業界での労力不足などの課題解決による安定的な輸送の確保が上げられま

す。

契約取引推進プロジェクトでは、加工・業務用野菜での耕種版インテグレーションや健康に着目した保健機能食品の開発などに取り組んだほか、小売業態以外の新たなマーケットとの取引などが拡大しました。

課題としては、取引安定化に向けた周年出荷の実現、社会構造の変化等に対応したブランディングの展開が上げられます。

17ページをお開きください。

生産技術高度化プロジェクトでは、養液栽培等の技術開発、みやざきスマート農業推進方針の策定、国の事業を活用した実証プロジェクトなどに取り組んだほか、複合環境制御技術や発情発見装置などの導入が拡大しました。

課題としては、本県の生産品目等に適応したスマート農業技術の開発・実装、スマート農業技術のフル活用に向けた基盤整備や農地の集積・集約が上げられます。

連携サポートシステム強化プロジェクトでは、圃場整備と農地中間管理事業を活用した農地集積、加工・業務用野菜産地における出荷予測を活用した生産体制の始動、JA等が主体となった繁殖センター等の拡大などに取り組みました。

課題としては、担い手への農地集約、加工・業務用野菜の計画的な生産・出荷のための生産管理体制の構築などが上げられます。

18ページに移っていただいて、未来を切り拓く人財確保プロジェクトでは、農業法人等と連携した「お試し就農」や各JA等による就農トレーニング施設の設置、総合情報サービス企業と連携した農業人材の確保などに取り組み、新規就農者は4年連続で400人を超えました。

課題としては、経営資源の承継等の取組をサポートする体制の構築、外国人材を受け入れる

ための仕組みづくりや環境整備などが上げられます。

宮崎方式人財育成プロジェクトでは、産地分析・産地ビジョンが進展するとともに、経営発展ステージに合わせた研修体系の構築、高度で一元化された指導體制の確立に取り組みました。

課題としては、産地づくりなどをマネジメントできる指導員の育成、多様な担い手のネットワーク構築などが上げられます。

19ページをお開きください。

中山間地域農業所得向上プロジェクトでは、中山間地域の特性を生かした収益性の高い園芸作物の生産や放牧による遊休地の活用、飼養管理の省力化、特産品を活用した6次産業化の拡大などに取り組みました。

課題としては、6次産業化に取り組む実践者の協働強化、多様な産業が連携した労働力確保に向けた雇用モデルの創出などが上げられます。

中山間地域の誇り・絆づくりプロジェクトでは、世界農業遺産認定を契機とした地域特産品のブランド化や国内外への魅力発信による認知度向上、地域が一体となった鳥獣被害対策やジビエ利用の拡大などに取り組みました。

課題としては、田園回帰志向を捉えた交流人口の加速化、受入れ体制の向上などが上げられます。

今年度からスタートしました八次長計につきましては、ただいま説明いたしました七次長計後期計画の成果や課題を検証するとともに、次代を担う農業者や県民の方々との意見交換を重ねて策定してきてまいりました。目標として掲げた「持続可能な魅力あるみやざき農業の実現」に向けて、しっかりと取組を進めてまいります。

説明は以上です。

○西府水産政策課長 水産政策課でございます。

同じ資料の20ページを御覧ください。

第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画の後期計画における主な取組・成果・課題について説明をいたします。

このページは、計画の体系でございますけれども、基本目標としまして、「資源回復と経営力の強化による持続可能な水産業・漁村の構築」を掲げまして、「漁業担い手の確保・育成と漁業生産力の拡大の視点から、2つの重点プロジェクトを設けまして、重点的かつ横断的な取組を進めてまいりましたので、このプロジェクトについて、計画期間中の主な取組・成果・課題を御説明いたします。

なお、計画期間は、平成28年度から令和2年度までの5か年でございます。

21ページをお開きください。

1つ目の、未来へつなぐ漁業担い手プロジェクトでは、高収益型漁業への転換や承継の促進によりまして、将来を担う経営体の確保・育成を図るための取組を行っております。

主な取組と成果でございますけれども、(ア)の漁業構造改革の推進では、カツオ・マグロ漁業やまき網漁業などにおいて、最新鋭の漁船を導入した新たな操業体制の構築などに取り組むとともに、養殖業におきましては、全国の先駆けとなる、ブリの大規模沖合養殖システムの実証などに取り組んでございます。

(イ)の新規参入の促進では、就業希望者への相談対応から、受入先の経営体や漁協とのマッチングなどの支援に取り組んでございます。

22ページを御覧ください。

(ウ)の将来を担う漁業経営体を支援する組織の創設と漁業支援の円滑化では、行政及び業界が連携しまして、担い手対策のワンストップ窓口として、公益社団法人宮崎県漁村活性化推

進機構を設立し、漁船等の導入や熟練漁業者のノウハウの承継など、就業希望者の円滑な着業を支援するとともに、漁協等の外国人材の受入れに対する支援などに取り組んでおります。

次期計画に向けた課題としましては、より多くの漁業経営体の高収益化に向けた継続した取組の推進や、新規就業者及び外国人材の安定確保・育成の取組強化が必要であると考えてございます。

23ページをお開きください。

2つ目の魅力ある水産業の構築プロジェクトでは、漁業生産と販売の最適化、いわゆる効率的に漁獲して高く売ることによりまして、生産力を拡大させるための取組を行っております。

主な取組と成果でございますが、(ア)の漁業生産の最適化では、全国に先駆けて取り組んでおります水産資源の利用管理システムによりまして、客観的な資源評価に基づく適切な資源管理を実施するとともに、漁海況情報の精度向上を図るための海洋レーダーの設置や浮き漁礁の更新などに取り組んだところでございます。

(イ)の販売の最適化では、関係団体等による新商品開発や県産水産物のPR活動、「めいつ美々鰯」などの地域ブランドの立ち上げ等に対して支援を行いますとともに、HACCP対応の施設整備や認証取得等の輸出環境の整備支援により水産物の輸出額は拡大しまして、令和2年度には10億円を突破したところでございます。

24ページを御覧ください。

次期計画に向けた課題としましては、国の資源管理対策の強化に適切に対応するとともに、輸出拡大に向けたさらなる環境整備や産地市場の合理化などに取り組む必要があると考えてございます。これらの課題につきましては、今年度からスタートしました第六次水産長期計画に

位置づけまして、業界団体と連携し、しっかりと取り組んでまいります。

なお、別冊といたしまして、第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画（後期計画）の取組・成果・課題を提出してございます。これには、基本計画の取組等も含めて詳しく記載してございますので、後ほど御覧頂ければと存じます。

この別冊で1か所修正がございます。

別冊の12ページをお開きください。

下の表の右側の一番上の指標、海岸保全施設長寿命計画策定箇所数の欄のR2年度実績の箇所でございますが、「23か所」と記載してございますけれども、「21か所」の間違いでございます。申し訳ございません。

水産政策課は以上でございます。

○海野中山間農業振興室長 常任委員会資料の25ページをお開きください。

野生鳥獣による農林作物等の令和2年度被害額についてでございます。本件につきましては、午前中の環境森林部の審議におきましても同じ資料で説明が行われておりますので、私からは農作物関係を中心に説明をさせていただきます。

まず、1の令和2年度被害の状況についてでございます。

(1)の部門別被害の状況のうち、農作物につきましては、令和2年度の被害額は3億4,542万1,000円と、令和元年度の3億4,709万5,000円に対して167万4,000円の微減となっております。

次に、(2)の作物別被害の状況につきましては、果樹、水稻、野菜の順で被害額が大きく、この3つで農作物における被害総額の85%を占めております。

次に、(3)の鳥獣別被害の状況につきまして、農作物に関しましては、イノシシ、鹿、猿とその他の中のカラスの順で被害額が大きく、この

4つの獣種で被害総額の89%を占めております。

次に、26ページの2、被害額増減の要因でございますが、農作物につきましては、令和元年度に比べて、猿による果樹や野菜への被害が1,084万円と増加しているところでございます。一方で、昨年度多かったヒヨドリによる果樹等への被害は減少しております。

次に、3の今年度の主な取組についてでございます。

(1)にありますように、地域鳥獣被害対策特命チームを中心に、集落の代表者などを対象とした地域リーダーの育成研修やモデル集落の支援など、地域一体となった被害防止対策を推進してまいります。

なお、ここに記述しておりませんが、こうした取組につきましては、各地域の状況に応じたきめ細かな対応が必要不可欠でありますことから、これらを検討するために、本年7月から8月にかけて、各地域特命チームとの意見交換会を開催したところでございます。

また、本文にございますように、鳥獣被害対策支援センターにおきましては、野生鳥獣の生態や被害対策に関する専門知識に基づき、地域で技術指導を行う鳥獣被害対策マイスターなどの人材育成や、被害作物や加害獣種に応じた簡易で低コストな被害防止技術の実証普及に取り組んでまいります。

また、(2)につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、生息等調査や追い払い活動などの集落対策や捕獲活動、侵入防止柵の整備を支援してまいります。特に侵入防止柵の整備に当たりましては、地域での合意形成はもとより、交付金事業の要件や手続など事業実施に向けた基本事項の周知のほか、被害防止に関する基礎知識の習得を目的に、加害獣種の

把握や設置する柵の種類を検討、設置ルート
の精査などを行う事前研修を実施し、より効果的
な整備を推進してまいります。

さらに、捕獲活動に関して、有害鳥獣がおり
に侵入すると自動で扉が閉まる捕獲システムな
ど、ICT等の新技術を活用した捕獲機材の整
備等を支援してまいります。あわせて、捕獲鳥
獣のジビエとしての利活用を図るため、処理加
工従事者等を対象にした解体研修や飲食店の
シェフなどを対象にした調理研修やみやぎジ
ビエフェアの開催などに取り組んでまいります。

県といたしましては、地域特命チーム、鳥獣
被害対策支援センターとしっかり連携しながら、
これらの取組を推進し、野生鳥獣による農作物
被害の軽減を図ってまいります。

農政企画課中山間農業振興室からは以上で
ございます。

○岩切委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありません
でしょうか。また、議案から報告事項、その他
報告事項、いずれでも結構ですが、御質疑があ
りましたらどうぞお願いします。

○武田委員 今、農政も水産も外国人材を受け
入れるための仕組みづくり、外国人材の話が
出たんですけれども、今回、一般質問で外山議
員からあったように、コロナの状況の中で、な
かなか外国人研修生の受入れが難しいという中
で、コロナも収束する見込みもまだ立っていない
状況で、人材不足で外国人研修生に頼ってい
るところが大きいと思うんですが、今後、コロ
ナが収束してからどのように県としては考えて
いらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいです。

○小林農業担い手対策課長 農業分野について
御説明したいと思います。

まず、現状といたしましては、やはり外国か

らの入国が困難であるということでございま
して、技能実習の方ですけれども、既に国内に入
っていらっしゃる方は、技能実習の在留資格を技
能実習から特定活動というものに切り替えるこ
とで、引き続き、我が国でも在留が可能となる
という制度がございまして、そこで従事して
いただいているという状況でございます。

また、国の事業で、外国人の方に替えて、日
本人の方を活用した場合に割増し額を見てくれ
るという事業もございまして、そういった事業
を県内で活用していただいて、今のところは賄っ
ている状況でございます。

今後の取組についてでございますけれども、
まずは本年4月から、JA宮崎中央会に本県の
農業分野で最も数が多いベトナムの方をコン
シェルジュ——相談員として1名雇用してい
ただいております。その方に県内の外国人材の方
の生活面、それからお仕事面の相談に乗って
いただいている状況でございまして、コンシェル
ジュを活用することによって、今後入ってきた
ときに、本県がしっかりと外国人の方の不安と
かに寄り添っていける体制を今後つくってい
きたいと考えているところでございます。

○西府水産政策課長 水産分野でございませ
けれども、先日の一般質問の外山議員からの質
問で部長が答弁したとおりで、特に県内のカツ
オ一本釣り漁業において、今年で実習期間が終
了して帰られる人たちが非常に多いということで、
非常に現場のほうは不安を抱えている状況で
ございますので、現在、県としては、今いる方
に残留をお願いをしているところです。

具体的に言いますと、実習期間が1号・2号
・3号生それぞれあって、県内では、おおよそ
2号、3年で帰られる方が多いんですが、制度
上は3号、5年まで残れることになっておりま

すので、2号を3号まで期間を延ばしていただけないかということをお願いしたり、あるいは技能実習が終わった後に、令和元年度から始まりました特定技能制度というのがございますので、そちらの制度のほうに移行できないかということをお漁協に提案させていただいて、今、漁協から所属の船主さんたちに話をさせていただいている状況でございます。

この状況は来年度以降も続くわけですので、県としては、先ほど残留の方法の一つとして御紹介させていただきましたけれども、特定技能制度をしっかりと県内に定着したいと考えてございまして、そのためには、やはり特定技能生をしっかりと受け入れるための支援体制が必要となっております。

ただ、県内の漁協には、脆弱でそういうふうな支援体制をなかなか構築できないところが多々ございますので、そういったものを一元的に——この資料の中でも少しお話しさせていただきましたけれども——公益社団法人宮崎県漁村活性化推進機構という、県と業界が一緒につくった組織が県の窓口になって、これが登録支援機関になって、県内の漁業者の支援をさせていただいて、特定技能制度をしっかりと根づかせていきたいと考えてございます。

○武田委員 僕は漁業のほうは、あんまり近い方がいらっしゃらないんですけども、農業のほうはカンショ農家とか、たばこ農家とか、結構地元でも使っていらっしゃって、本当に一生懸命働いてくれて、今まで高齢者の方を雇用していたんですけども、若くて覚えもいし、仕事もはかどってすごくいいと。ただ、制度の壁といいますか、特に今回コロナも重なったこともあって、泣く泣く帰さないといけない方と延長で残ってもらった方とか。今後、なかなか

その制度がうまくかみ合わないで、また1年2年空いてしまうと、畑を維持するのも大変だということで、やはり日本人に戻そうかなという農家の方と、絶対外国人研修生の方が必要だということで、この制度をずっと使っていきたいというところと二極化している面もありまして。そこを今言われたように、しっかりと一つの窓口になって、農家の方、漁業者の方の不安を取り除いていただいて、この制度がうまく回るようにしていかないと、農林水産業だけじゃなくて、どこも人手不足になって、パイの取り合いになっていきますので、外国人の方はただ働きたいというだけじゃなくて、パートナーとしてどうしても必要な状態になっている感じですので、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

○右松委員 19ページなんですけれども、長計と鳥獣被害の先ほどの最後の報告に関連してなんですけれども、こちらのほうに中山間地域の地域一体となった鳥獣被害対策の実施と、それからジビエ利用の拡大ということで、前からこれは我々も議会のほうでいろいろ取り上げながら、ジビエの活用をぜひやっていければという話をしてきたところでございます。

昨日、国のほうで改正鳥獣特措法が施行されたということなんですけれども、その中で農林水産省がこの改正法に基づいて、その取組を具現化していく中で、来年度、鳥獣被害防止総合対策交付金を新たに設けて、様々な支援策を講じていくという報道が出ております。その中で、ジビエの有効活用する方法としてペットフードを加えているんですね。我々も普段ジビエを食べますけれども、ペットフードの活用というのがニーズとしてどうなのかなと。現状を分かる範囲で教えてもらえるとありがたいなと思います。

○海野中山間農業振興室長 委員が御指摘の鳥獣被害対策特措法の改正の中で、鳥獣被害対策交付金の拡充の一環としてジビエ等の有効活用の拡充の部分がございまして、その中でペットフードあるいは革製品等の取組への強化というのが載っております。

国によりますと、ジビエの低利用部位、すねとか、肩、骨の部分等を中心に、ペットフードに利活用をということで呼びかけがありまして、こちらにつきましては、全国団体のペットフード協会あるいは獣医師の団体などと、ジビエの供給側が連携しまして、ペットフード向けのジビエの流通ルートの確立というような取組が既に始まっているようでございます。

申し上げたペットフードを使う側の団体、それから供給する側のジビエの処理加工施設、獣医師、そして出口の商社等がタグを組みまして流通をしていくということで、県内の処理加工業者の中でも、この取組に賛同して今からやっというところもあって伺っております。私どもといたしましても、こういった食肉以外のジビエの利活用の方法というものにも今後力を入れてまいりたいと思っております。

○右松委員 分かりました。一般質問で、鳥獣被害で捕獲して、ジビエとして活用したのが全体の2割でしたか。ごめんなさい、もう一回。

○海野中山間農業振興室長 直近の数字で8%ほどということですよ。

○右松委員 分かりました。我々も中山間地域の新たな収益確保につなげるため、その利用率を上げていければなということで、現地を視察したりとかいろいろしてきました。この間、日之影町に委員会で行ってまいりまして、実際の現場とのやり取りの中で、なかなか収益を上

げるのが難しいと感じたところがございます。どうしてもある程度規模、スケールメリットがないと、なかなかジビエで収益を上げていくというのはやっぱり大変だなと感じたところだったんですよね。ですから、今後こういったジビエで収益が出る、そういう方向に何とか持っていけるように、県としても取り組んでもらいたいと思います。

この特措法の関係で、支援対象として複数の市町村と連携して取り組む捕獲とかも入っていますし、我々も日之影町に行ったときにそれは聞いていました。近隣市町村との連携もあるようですので、うまくこういった国の支援金を活用してもらいながら、なおかつ規模の拡大に向けて後押しをしてもらおうと思っております。その辺りの方向性とか、実際にジビエで中山間地域の収益が出るような後押しというのは、どう考えているのか、ちょっと教えてください。

○海野中山間農業振興室長 私どもも現地のほうからのお声として、なかなか収支を改善していくところに難しい面を感じていらっしゃることは伺っております。安定供給あるいはロットの確保、スケールメリット、こういった観点からの課題解決が必要なんじゃないかと思ひまして、処理加工業者同士の横の連携といったものでスケールメリットを出していく、安定供給をしていくといったところが必要か感じております。国のほうでも、こういった事業者間の全国規模での連携といったところを進めておりますので、私ども、そういった方向で事業者間の連携の強化を進めてまいりたいと思ひます。

そういったところでは、業者ごとの処理技術の平準化といったところも重要になってくるか

と思います。非常にこだわりのある納入先もありまして、品質にばらつきがありますと、そういったものにも対応できないということで、先ほど御説明いたしました処理加工事業者向けの研修会、こういったものを通じて技術の高位平準化を図り、また、処理加工事業者が一堂に会するような場を設けまして、情報交換・意見交換などを進めていくことで連携強化を図ってまいりたいと考えております。

○右松委員 分かりました。ロットの部分とそれから均一にカットしていく、安定供給していくのはどうしても必要なことだと思っておりますし、あと先ほど言ったペットフードも新たな販路の開拓につながっていくのかなと思いますので、せっかく鳥獣被害をなくしながらジビエを有効活用していこうという動きがありますので、なおさら後押しをしてもらって、国の制度も活用しながら、ぜひ今後とも進めていただければと思います。

○山下委員 第七次の総括ということで、様々な事業別に説明していただきました。私もずっと質問の中でも農政問題を中心にやってきて、前期と後期のこの10年間というのをずっと見てきました。そのことでやっぱり宮崎県の基幹産業は農業だということで、農政水産部に限らず総合政策部を中心にフードビジネスの展開とか、そして、皆さん方にはブランド力の向上のために様々な取組をしてきていただきました。私は総じてよく頑張ってくれたなということを前回の質問の中でも申し上げたんです。

本来なら、去年オリンピックがあつて、皆さん方は大きな目標の下に、宮崎県の食を世界に打って出る大きなチャンスだと我々議会でも期待し、そして執行部の皆さん方もGAPを取るんだとか、様々な取組をしてきたんですが、御

案内のとおり1年延期になって、そして、日本の魅力とする食というのを世界の皆さん方にPRすることができなかった。本当に残念だなという思いの中で、あつという間にオリンピックも終わって、農家の人たちも独自のGAPを取るんだと皆さん方ももちろん普及もされてきましたし、その夢も持たれてやってきたんですが、それがそがれました。海外輸出も畜産を中心に伸びてきているんですが、世界へ発信する次なる手段というのを、そして国内に宮崎県の食をしっかりとPRしていくことも、やっぱり八次に向けて新たな目標をつくるべきじゃないかなと思った次第でありました。

そして、鳥、豚、牛、畜産は価格が安定して順調に推移してきました。本県でもミヤチクの都農工場の新築があつたり、そしてチキンフーズがまた大規模工場をつくってくれたりして、まさしく生産から加工、販売、これが本当にうまくタイミング的によかったんだらうな私も感じております。しかし、やはり宮崎県は、国内でも、北海道と同等以上の自給率を確保している県でありますから、その中で、どうしても耕種農業なんですよ。畜産は畜産で総力を挙げてやってきました。されど、耕種農業の経営の安定というのをしっかりと第七次の中で反省しながら、八次の中で大きく力を入れていかないといけないとつくづく感じております。

というのは、やはりこのデータで800を超える人たちが農業法人を立ち上げて、これはほとんど畜産でしょうけれども、県内の中でも、いわゆる土地利用型農業——水田も何十町という規模になってきました。畑作も50町歩、100町歩、本当に大規模経営体が育ってきたんですよ。私はこの農業法人が失敗するようなことがあったら、次に農地を守ってくれる、農地を管理して

くれる経営体というのは成り立たない、あり得ないと思うんですよ。

私たちが若いとき、10アール当たりの農業所得が一番高いのが田野町だと聞いてきました。その中で何が有名だったかという、やはり葉たばこがあり、加工用大根があり、里芋があったりして。

今、皆さん方は土地利用型農業の個々の農業経営形態の、基本は、やはり10アールあたりの単収をどれだけ上げるのか、所得を上げていくのか。もう20年、30年前とは違って、家族経営体から、法人経営、人を雇用していく経営体になりましたから。1人を雇用すると200万円から300万円の雇用労賃が発生するんですよ。

そして、なぜ私が農業の所得を上げないといけないと言うかという、人を雇用して200万円、300万円の雇用労賃を払っていくことは、1,000万円から2,000万円の売上げがないとできないんです。そのことを考えると、いかに土地生産性の高い品目の推進、販売、そして技術ですよ。キュウリだって、これは施設園芸ですから様々なんでしょうけれども、12~13トンしかとらない人もいれば、30トンとる経営体もおられる。

だから、皆さん方はこれだけ法人数が増えましたよと、担い手もこれだけ増えましたよと、数字の魅力だけを示すんじゃなくて、もうかっている経営体がどれぐらいあるのか、法人を立ち上げたけれども、経営に苦しんでいる経営体がどれぐらいあるのか、そして、皆さん方が経営指導をちゃんとフォローアップしているのか、その辺の分析が一番必要じゃないのかなと思うんです。

さらに、皆さん方が、第八次の中でスマート農業を大きく見出しをされております。これは、

畜産経営体の中では、発情発見器から、搾乳ロボットから、AIというのは、10年前よりかなりのレベルで進んでいます。私は土地利用型の農業、これをどうやって育成して、持続型の農業経営体に持っていくか。この課題を整理して、真正面から向き合っていないと、第八次、そして宮崎県の持続的な農業の展開というのが非常に厳しいように思っております。

そのようなことについて、第七次の総括として、皆さん方が、農業法人、そしてもうかる経営体がどれぐらいあるのか、その辺を分析しておられればお聞きしたいと思うんですが。

○小林農業担い手対策課長 今、委員の御質問の数値的な部分についてお答えいたします。

県では毎年農業法人向けに調査をしているんですけども、その売上げとしてのものになるんですが、昨年、県内で耕種をやっていた法人が、全体で463ほど我々のほうで把握をしてございまして、売上規模で申し上げますと、5,000万円未満の法人さんが全体の約6割程度です。463に対して、264の法人が売上げは5,000万円未満というお答えをいただいているところでございまして。1億円未満に拡大しますと約7割、それから1億円から2億円の間の方を含めると約8割ということになってございまして、2億以上5億未満のところへいくと全体の6%、5億以上10億未満でいくと約2%、それ以上が約2%、回答いただけなかった部分が約10%ぐらいありますので、そういったことを踏まえますと、大体全体の7割ちょっとは売上規模が1億円未満の法人というところで、我々のほうは承知をしているところでございまして。

○山下委員 この数字は前も何か見たような気がするんですが。

畜産というのは、鳥も豚も牛もある程度価格

保障はあるんですよ。安定基金をちゃんと積んでいるし、相場の動向とか、いわゆる餌の高騰とか、そういうものに対してはいろんな補填事業があって、もちろん掛金も掛けているんですが。土地利用型の農業での野菜事業とか、そういうものに対してはほとんどそういう保障がないと、補填がないと。売上規模が1億以上の農家も何割かおられるということだけれども、さっき言ったように、雇用を抱えている人たちが多いわけですから。だから、その中でどれぐらいの農家がもうかって——一般企業並みの働き方改革を言われる中で、どんどん農業の労働環境というのは厳しくなってくるんですよ。その辺のこともしっかりと把握した、いわゆる経営体をしっかりとつくっていかないといけないと思うんですが、所得面は確認されていますか。

○小林農業担い手対策課長 所得に関しては、大変恐縮でございますけれども、経営の中核的な部分というところでございますので、お聞きするのはなかなか難しいと我々は考えていまして、その部分については先ほどのような数字というものは把握をしてございません。

○山下委員 そのことを何とか努力して、皆さん方は県の農政の一番のこういうデータを出してくるわけですから、もうからないことには、農業の存続というのはできないんですよ。そこなくして新たな展開というのはないと思うんですよ。そこ辺の指導体制をしっかりとやっていくこと。そして、さっきも言いましたが、今からどんどん他産業が働き方改革をやられるような時代になって、農業というのは天候に左右されますし、労働条件というのは、一般の勤労者と大きな差異が出てきますから、その辺もしっかりと踏まえた、もうかる経営をいかに進めていくかということをしかりと皆さんが取り組

むように。できないんじゃないんですよ、やれる知恵を出してください。よろしくお願いします。

それから、18ページのトレーニングセンター、一番上のほうにも書いてありますが、農業大学校ではチャレンジファームをやっているということで、JA等による就農トレーニングです。

実は気になっていろいろ調べてもらったんですが、平成25～26年に国富町に大型ハウスをつくりましたよね。これは県とJAが一緒になって取り組んだ事業だろうと思うんですが、非常にお荷物になって、実績が出ていないんですよ。これも県が中心になって、ちょうど木質ペレットだったかな、それを普及していこうという中でモデルとしてつくった事業なんです。この辺でどれだけ担い手が育って、どれだけもうかる経営ができていいのか。それを実証して反省とともに数値を出していかないといけないんですが、そのことを把握されていたら、現状を教えてください。

○小林農業担い手対策課長 トレーニング施設の研修の状況につきましては、JAグループの新規就農者の研修の状況というところで把握をしてございまして、直近5年間程度で申し上げますと、大体毎年約20名から25名程度の方が、そういったトレーニング施設において研修をされていると承知をしております。その後の所得の状況につきましては、我々のほうは把握をしていないというところでございます。

○川上農産園芸課長 国富町の次世代施設園芸団地の件でございます。この施設は、平成25年度の事業で整備されまして、4.1ヘクタールの施設でキュウリとかピーマンを栽培している状況でございます。JA宮崎中央を中心としまして県、民間企業、そういったところがコンソーシアムを組織しまして、取り組んできているとこ

ろでございます。

経営的な部分は、委員がおっしゃったとおり、目標が高いということもありますし、木質ペレットの状況等もございまして、経常利益がやはりマイナスの部分がございます。ここ数年間では、マイナスの1,500万円程度からマイナスの3,900万円程度の経営と聞いております。ただ、これは減価償却費も入っておりますので、それを除きますと、マイナスの1,900万円からプラスの870万円ということで、平成29年から令和元年までは、この減価償却費を除くとプラスというところでございます。

それで、問題点は収量性が低い、収量がまだ目標に達していないというところでございます。令和2年度では、ピーマンが84%、キュウリが64%という状況でございまして、そういったところもありまして、経営的には厳しいとおっしゃっていると考えます。

ただ、先ほど委員がおっしゃっていましたが新規就農者の研修制度につきましては、今年からそこを研修生——今まで高岡町でやっていたものを国富町の団地に移しまして、ここで研修をしていくということで、今年も11名の研修生が入っていると聞きますので、ここでしっかりとキュウリやピーマン等の栽培技術を習得して、そして独立して担い手として成長してくれることを期待しているところでございます。ですので、経営的な部分とそういう担い手を育成するという役割を今後この施設が担っていくこととなります。

経営の部分は収量性の向上とか、やはり土地の条件が少し悪いという部分がございまして、そういったところを引き続き県と一緒に改善を図りながら、収量性を上げて収益性をプラスにしていく、それから、研修生のしっかりした教

育によって担い手づくり、そういった大きな役割も担っていただくと考えております。

○山下委員 15億近い金額を投資して、なぜ所期の目標が年次ごとに達成されないのか。その原因というのは、やっぱり農業をやりたいというやる気のある人たち、ここに寄り添っていないということなんです。あなた方は、やっぱりモデル的にお金さえ投資して、そこですばらしい次世代農業の施設をつくったらいいかですよ。だけど、その中から、本当に一人も担い手が育っていないという実態を聞いたときに、啞然としたんですよ。ああいうトレーニングセンターをつくろうというときに、私は当時、志布志市のピーマン農家での取組、いわゆるトレーニングセンターをやって3年で自立をさせて、行政もJAもみんなで協力してやる姿勢。これを県の職員も一緒に視察をしてもらって、そういうのをモデル的にやらないかという思いでした。だけど、国富町の施設のように莫大な予算をつけて——本当に担い手を育てるというんだったら、地域やらJA、先駆者やらいろんな人たちが担い手に朝昼晩寄り添ってあげないと、幾ら施設をつくったって、魂が入らんということなんです。基本的なことを、もうちょっとしっかりと政策として、あなた方はやってもらわないと、第七次の中で、私はこれは一つの大きな駄目だった点だなと思いつつながら、気になっていたもんですから。そのことを申し上げて、皆さん方も一つ一つ、次世代農業に向けた、特に耕種農業、土地利用型農業、施設園芸もそうなんですけど、しっかりと担い手に寄り添える施策をつくっていかないと、悲劇が起こりますよ。

だから、農業法人の経営収支が分かっていないとか、それは無責任ですよ。担い手に農業法人をあなた方は進めるけれども、後の経過も知

らないというんだったら、寄り添っていないということ。しっかりと売上げを確保して、働いてくれる人たちに安定した生活を営ませること。これが一つの農業の推進役になるわけですから、しっかりと現場を見て、常に農業者、担い手農業法人の経営者、これに寄り添った経営指導をしていかないと、農家はつくることはベテランなんだけれども、やっぱり売ること、そして資金管理とか人を雇う労務管理、これは素人なんです。だから、専門的なノウハウを持っている人たちを常に張りつけて、地域を挙げて支援策をやっていないと、絶対アウトです。スマート農業なんて、そんな格好のいい言葉ばかり言っておって、使い方も分からん中で、自己資金で入れたり、ぼっとそんな事業を取り入れたって、絶対これは失敗しますから。第八次に向けて、そのこともしっかりと把握した戦略を練ってください。

○牛谷農政水産部長 厳しいお言葉をいただきまして、ありがとうございます。国富町の次世代の施設については、JA宮崎中央としっかり話をした上で整備したんだと私どものほうは聞いておりました、その中でなかなか課題解決に至らずに現状に至っているということで。JAとしても、投資した以上にしっかりと施設を利用していかないといけないということで、本年度から新規就農者のトレーニング施設として活用していくということで、当初の言いぶりとは少し違うんだろうなというふうに思っています。そういうことでしっかりとそこは活用させていただいて、少なくとも、これからはそういう目的は果たしていただくということで、しっかりと関与していかないといけないと考えております。

あわせて、法人も含めて農家の皆様方の経営

体としての農業経営力の向上、雇用、環境も含めて、そういうことに関しては私どももそういうふうに思っております、雇用された方がどれくらい定着しているかというところが非常に問題と考えておまして、その当時に入った人が今もいるのかという数字も把握するのはなかなか難しいんですけども、一応実態調査として、その部分は、農業人材確保コーディネーターの方に農業法人を回っていただいて話を聞いてもらっております——国の事業を活用した方でいきますと、農の雇用事業を活用した方で75%が定着しているということであれば、他産業と比較して、そんなに低くはないんじゃないかなと思っています。農業は厳しいと、以前は3Kと言われた中でありましたけれども、その中でも75%というのは、割と悪くはない数字じゃないかなと思っております、そういう実態は把握しています。

あと一方で、農業経営力の向上につきましては、当然しっかりとそこはやっていかないといけないので、今、次世代農業リーダー養成塾ということで、年間マックス15名ぐらいなんですけれども、リーダーの方々に研修に参加していただいて、半年かけて、法人としてどういう素養、素質を備えていくべきかということに関して、いろんな講師の方をお招きして研修を受けていただくことに取り組んでおります。

私どももその場に参加させていただいているんですが、その方々については、研修に参加することと、研修後にその方々のネットワークができて情報交換ができるということで、また情報交換の中で勉強してもらったりとか、得意な分野と不得意な分野というのは当然お持ちですので、情報交換をすることによって、自分の不得意な分野、課題が解決することがあるという

ことで。若い法人、特に二代目の社長さん方は、そういうことに関して非常に積極的に取り組んでいただいていると思っております、そういうところはしっかりと取り組んでいきたいということと、雇用者としてはどういう雇用環境をつくっていただかないといけないかという研修も併せてさせていただいております。

そういうところについてはしっかりやっているつもりなんです、あなたは今年の収入が幾らありましたかということに関しては、個人の情報になるものですから、なかなか私どもとしても教えていただくことはできない。個人個人に言っていただかないと見せてもらうことはできないということでございまして、県だからといって、申告書の写しをくれとは一概には言えないものですから、その部分についてはなかなか入手することが難しいということで、長期計画の中では青色申告されている方の収入がどれぐらいになっていますという目標値は掲げておりますけれども、現状ではそこまでしか、数値として頂けるような状況にないということは御理解はいただきたいと思っております。

少なくとも、おっしゃいましたように、耕種農業の部分については、非常に農業産出額としても落ちてきているというところはしっかりと認識しておりますので、その部分については、八次の長期計画に併せて主要品目別に振興計画をつくって、今後どういうふうに取り組んでいくかという具体的なところもしっかりとやっていきたいと考えておりますので、委員の御指摘のとおりだと思っておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○山下委員 家族経営体から大きく農業は変わってきているんですね。家族経営体というのは、ほとんどJAと連携を取っていますから、

いわゆる所得とかそういうのはすぐ分かるんですよ、支払い労賃が要らないから。幾ら悪くても自分の食いぶちがあって、そして、それでも子供は大学にも出せたりできるのが家族経営体。だけど、人を雇用した中での農業法人になると、それは数字を教えてくれないとか、そんなんじゃないかと、やっぱり入ること。入ったら状況が分かるんですよ、組織体とか。

だから、あなた方は数値目標を持って、実績として農業法人数がこれだけ出てきたと、担い手もそうですし、じゃあ、本当にその中でもうかる経営体がどれぐらいあるかというのは、これはやっぱり何らかの形で追跡しないといけないですよ。農業法人経営者協会としっかりと連携を取ったり。だから、私は、それぞれある普及センターが、窓口として、やっぱり暇があったら法人に出かけて、その会話の中でいろんな状況が聞けるんですよ。それすらなされてないから、そこをしっかりとサポートしていかないと、今後の農業経営体の安定というのはあり得ないですよということを強く申し上げておきたいんです。できないということじゃなくて、やれる、そういう支援体制をしっかりとつくってほしいと。

農家というのは純粹ですから、やっぱり悩みを訴えたい人がいるんです。それを聞く相手が誰かということ。やっぱり経営的な資金の流用をすとか、資金のお願いをすとか、JAにも頼らないんだったら、例えば普及センターで担当を決めて、たまには訪問すとか、その体制づくりはできるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○牛谷農政水産部長 私の話でちょっと申し訳ございません。2年前、西諸県の農林振興局におりまして、おっしゃったように、普及センタ

一はやはり法人に弱いというところがありまして、それではいけないということで、法人といういろいろと御相談をさせていただいて、例えば加工をやっている法人もおれば、原料だけを作っている法人もいるということで、原料を作っている人は、当然付加価値をつけたいので加工をやりたい。加工をやっている人も、加工できる品目の季節が限定されるので、空いている期間はほかのものを加工したいと思っていらっしゃるということで、例えばの話ですけれども。そういうふうに両者にシーズとニーズといいますかそういうものがあるということで、そういう方々の勉強会をまずやりましょうという話で仕組んできたところですが、ただ、コロナの関係で集まって情報交換するということができなくて、なかなかスタートはしていませんけれども、主要な法人さんには了解をもらっていて、コロナが落ち着いたら始めましょうかという話が始まっています。それは西諸県です。

北諸県については、私ではなくて、普及センターでありますとか、若い法人の方が一緒になって、やはり法人間でこれまでは個別の法人でやってきたけれども、例えば雇用、人材を確保するということに関しては、複数の法人が連携してやったほうが人が集まりやすいということで、連携して募集をかけていきたいと思いますというように、そういう共通課題は法人で連携して取り組めるものはやりましょうという仕組みができていて、おっしゃったように、そこにも当然普及センターもしっかりと入っていますし、そういう体制にしないといけないということで、今年の4月、普及センターの体制も変えております。そういう大規模経営の方々には足を運んでしっかりと、御用聞きじゃないですけども、情報をいただいて必要な支援をするという体制を取る

ことにもしておりますので、そのことについては、全ての法人を回るということはなかなか難しいと思うんですけども、主要な方に関しては回っていくことは当然できるし、そういう体制を整えたということで考えております。

○山下委員 最後にしたと思うんですけども、やっぱり6次産業とか農福連携、いろんな加工をやろうというときには、産業支援機構や普及センターの人たちが、こういう事業があるよとパッケージにして、ある程度売り先も紹介してくれる。それが夢100倍でスタートしたけれども、これが3年後、5年後したときに、本当に誰と接点があるかということ、もう産業支援機構も知らないんですよ。私も確認してみましたが、もう次から次に来るから、スタートした後、育成、見守り、いろんな相談事業というのはもう難しいというんです。だから、皆さん方をお願いしておきたいのは、いわゆる普及センターでもそのときの担当がおって、一緒に夢をつくってどういうふうに6次産業をやっていきましょうとかはできるんです。スタートした後に、その人が異動になると、誰を頼って、誰と連携を取って——例えば資金繰りでも、販売戦略でも、やっぱり同じ商品を開発しても、3年ともたないと思うんですよ。やっぱりこれだけ皆さんが推進してきたのであれば、そのところの後のフォローをしっかりとやっていかないといけない。

串間の武田委員がおられるけれど、アオイファームだって、基腐病がこれだけ蔓延してきて、大変なことだろうと思うんです。やっぱりそのときに、あれだけ大規模化した農業法人、今はもう株式でしょうけれども、そのことを総力を挙げてみんなで何らかの解決策をやっていかないと、私は長続きしないと思うし、その辺もしっかりと皆さん方が今後の農政の推進役と

なってやっていただかないと、法人というのは、農協と密接な関係でない人たちが多くなってきたんです。自分で販売戦略から、肥料もそれぞれ商系から取ったり、いかに利益を出すかということに皆さん方は目覚めていますから。そうになると、さっき部長が言われたように、地域の法人との連携を取らせたり、もうちょっとそこ辺を工夫した形でやっていただくとありがたいと思います。

○蓬原委員 1点だけ。先ほど環境森林部がありまして、第七次の森林・林業長期計画の中で林業技術センターと木材利用技術センターの実績、こんなことがありましたよという報告がありました。今日は農業試験場、水産試験場2か所ですか、来ていらっしゃるんですよね。「はい」と呼ぶ者あり)突然の質問ですから、考える間が要るでしょうから、その間ちょっと次世代施設園芸の思い出話をしますけれども。

まずは、試験場の話から入りますが、山下委員からも話があったように、これからの農業はどうあるべきなのかということを常に考えておく。これは農業だけでなく、工業も商業もサービス業も観光業も、あらゆる産業がそうだと思います。これから社会がどう変わってどういうニーズがあって、そのためにどういう技術が必要として、生産性を上げて、売上げを上げて、最終的には所得がいかに上がる産業になるか。所得が上がれば、必然的に人は集まるわけで、ということだろうと思います。そういう中で試験場があって、キャビアができたり、マンゴー、キンカンがあったりとかするわけですが、超長期というか、先の先を見込んだという意味で、この4つの試験場がどういう取組をしてこられたのかなというところへちょっと今スポットライトを当ててみたいと思って質問をしてい

るところです。

しばし、先ほどの次世代施設園芸の思い出に話になりますが、福田さんが議長のときだったと思います。農林水産大臣が林農林水産大臣、全国に6か所か7か所、鳴り物入りでこういう何十億円でしたかね、やるということで、いち早く皆さんの先輩方が目をつけられて、宮崎県でもやりたいということで、当時はオランダ式と言っていましたね、JA宮崎中央の人から経済連、行政、そして議会、みんなオランダまで視察に行ったのを思い出していました。15億円という話が出ました。確かに相当なことで。そのときは佐賀県からも自分のところもやりたいので、オランダに同行したいがどうかというお話があって。ところが、そうすると、予算を獲得するときのライバルですから、向こうはお断りして、宮崎県だけで抜け駆けをして、予算がうまくついて。そのときは実際営農される農業者の方も一緒に行かれました。それから早い取組で、我々も何回か見に行きましたけれども、翌年にはハウスもできました。この前議会でも控室で、どうもうまくいかなかったらしいよと話が出ていましたが、今実態が分かりました。トレーニングセンターとしてお使いになるということだから、成功しなかったけれども、積極果敢に取り組んだ結果だったので、それはそれとして経験をこれからの農業の在り方に生かしていけばいいのかなと思います。そういう昔話もする間に時間もたちましたので、各試験場長さん、どういう取組をされているのか。何かトピック的な話があったら、せっかくの機会ですから教えてください。

○東総合農業試験場長 せっかく機会をいただきましたので、紹介をさせていただきます。

総合農業試験場につきましては、長期計画に

併せて試験研究推進構想というのをつくっております。昨年度までの推進構想においては、重点的な目標を4つ定めておまして、その中の一つで、農業の成長産業化を牽引する技術の開発ということで、この中では主にスマート農業関係の技術開発ということで——トマトについては、養液栽培というのは全国的に非常に進んでいるんですが、このキュウリ、ピーマンについては国内ではあまり養液栽培という実例がなく。それを土耕栽培ですと、土壌環境とかそういうもので生育が左右されるものですから、収量の向上と品質等の安定化等を目指して、うちは特に施設園芸県ですので、この養液栽培技術というのを今現在も取り組んでおるところです。

昨年度までの実績としては、このキュウリの養液栽培で収量が10アール当たり約50トン弱とれている事例。これは夏場の夏秋栽培と冬場の促成栽培を併せて周年で栽培しようということで、その収量が約50トン程度ということで、通常の平均より2倍程度多くとれていますので、これをまた現地に普及させるべく、今まだ継続して試験に取り組んでおるところです。

それから、ロボット技術等についても、お茶のほうで無人防除機とか摘採機ですね、そういったものの開発をメーカーとか他県と併せて実証なりをしておるところでございます。

それと、この関係で2つ目としましては、育種関係で、加工適性の高い水稻の品種ということで焼酎原料の品種で、普通期水稻は「み系358」という品種があるんですけども、早期水稻で適した品種がないということで、新たに「宮崎52号」という品種を育成したところでございます。

それから、日本一の産地でありますスイートピーについて、輸出等も行いますので、日持ち

性に優れる品種の育成をしております。

それから、重点目標の2つ目として、農業セーフティネット支援技術の開発ということで、これは環境保全型農業だとか、今国のほうでもみどりの食料システム戦略がございますけれども、これにもつながる技術だと思っておりますが、点滴とかあるいは土づくりをしっかりとやって作物を健全に育てながら、総合的に作物を管理する宮崎方式のICMという栽培方式を開発しまして、それを今現地のほうに推進をしておるところでございます。それから……

○岩切委員長 場長、そろそろまとめてもらっていいですか。

○東総合農業試験場長 すみません。それと、食と安全関係で残留農薬分析技術、それから機能性分析、こういったものの迅速化に取り組んでおるところです。

それと、地域の課題に対応する技術として、今全県的に広めておりますヘブスの栽培管理技術の確立をしているということでございます。

試験場としてはそういったことで、長計に併せて新しい推進構想をつくりましたので、特にスマート農業、それから環境保全型等の技術について、引き続き農家のためになる技術開発を推進していきたいと考えています。

○蓬原委員 今ちょっと委員長から、時間の都合もあるので、全部聞くのかという質問を受けました。せっかくお見えなので、実績を聞きたいなと思ってですね。時間の都合もあるようですので、これは次のときにお尋ねしますから、ぜひ考えてきてください。

○岩切委員長 その他報告事項に関連して質問を頂きましたけれども、本日の議題から全てを通して何かありますでしょうか。

○内田副委員長 その他というより、先ほどの

ところで質問をさせていただきたかったんですが、第五次の水産長計のところ。長期計画なのでコロナの想定が計画の中には入っていません。去年は養殖魚の質問もさせていただき中で、出荷も低迷する中、皆様に本当に御尽力頂いて、例えば学校給食の際に県産の農畜水産物、特に水産養殖魚も使っていたという事で。例えば延岡市においても、市内小中学校43校ある中で、平均して13回お魚が学校で食べられたんだよという報告も頂いて、まだ数が多かったと思うんですけど。

そんな中でこの成果を見させていただいたら、どこかに載っているのかも分からないんですが、学校給食にも県産のお魚が使われたという事で、成果としてはすごく前進したと思うんですが、ぜひ、五次の中に入らなくても、六次長計で県産のものが学校給食でも普及し、しっかりと使われていったということを入れていただきたいなと思います。

本当に県漁連はじめ学校給食の組合協議会とか学校側とか保護者の方の御理解もあって、魚の小骨の問題とかいろいろある中で、加工の方々も努力していただいて、お魚を使っていたという経緯もありますので、単価が合わないとかいろいろ問題はあると思うんですが、できるだけ県産のものを、水産だけじゃなくて、使っていただく努力をしていただいて、計画の中にもしっかりと入れていただきたいなという思いがあるんですけど、いかがでしょうか。

○西府水産政策課長 ありがとうございます。新しい六次長期計画が既にスタートしております。その中で具体的にコロナに対しての文言はありませんけれども、ただ今回のコロナを教訓にして考えたときに、例えば副委員長がおっしゃられた学校給食の問題とか、県産水産物を

給食で実際に提供していただこうとしたときに、やはり加工品としてまず先に商品をつくる必要があるということで、コロナの教訓を受けた、いいほうのことかもしれないんですけども、例えばカンパチのダイスカットの加工商品とか、そういったものが今回新しく出来上がりました。そういった商品開発をこれからも続けながら、供給先の一つとして、学校給食であるとか、計画上、進捗管理をさせていただきなので、その中でしっかりと捉えさせていただきたいなと考えてございます。

○内田副委員長 よく大分県、鹿児島県の漁業関係者の方から、宮崎県はすごい進んでいるとか、国の予算を引っ張ってくるのが上手だねとか、いろいろ言われているというようなお話もあるんですが。そんな中で、加工の方々も努力をされていて、例えば島野浦のほうではタイのフレークを作られていたり、熊野江ではサバのフレークを作られていたりという商品開発も進んでいるんですけども、学校給食のほうにどうやってPRしていったいいか分からないとか、そういうすべがないとかいうような相談もあるので、窓口も分かりやすく、市町村が頑張らないといけないところだとは思いますが、そういう受け皿とか、あと給食サイドにも売り込みをかけていただいたりとかしていただくと、もっともっと進んでいくかなとも思いますので、これからも御尽力いただければなと思います。よろしくお願いします。

○岩切委員長 本日の議題にかかわらず、農政水産部に対して、その他で何かありますでしょうか。

○内田副委員長 先ほどの環境と農政のほうでも鳥獣被害の農林作物等の被害額というのが示されているんですけども、作物に対する被害

じゃなくて、人に対しても騒音被害というのが起こっている件がありまして、野鳥の対策で爆音機ですかね、ガスとかで。あれが山間部においては一晩中鳴り続けて、騒音被害が何年も起こっているところがあって、その地域内の抱えている問題とかいろいろある中で、警察とか振興局とかに何年も相談しているけれども、なかなか聞いてもらえないというか、現場に行ってももらえるんだけど、その設置者に対しての説明がなかなかできない。規制がかけられないのかなというような感じを受けているんです。私も夜な夜な、夜中11時、12時に山の中に入っていって爆音を聞かされたときに、確かに眠れないぐらいの騒音で、何世帯かしかないような山間部、山びこですごい響き渡っていて。今、県内では爆音機は主流ではないのかなと思うんですが、使っているところもやっぱりあるらしいんですね。ただ、深夜帯は使わなかったり、ある程度地域のルールがある中で、ルールがないところもあってですね。猟友会の方々にも協力していただいて、注意していただいたりもするんですけども、規制がないから自由にされていて、そういう騒音に当たるような訴えがあるところに対しては、宮崎県なりに何らかの働きかけができないのかなということも考えたりするんです。現状としては、爆音機で野鳥対策しているところはどれぐらいあるんですか。

○海野中山間農業振興室長 野鳥対策につきましては、お話のあった爆音機を使った対策が専ら主流でございます。防鳥網ですとか、爆音以外の鳥が忌避するような音声でもって追い払うといったものも出てきてはおりますけれども、まだ爆音機が多く県内で使われております。

御指摘のあったような騒音としての被害、訴え等も私どものところにも届いております、

現状、規制的な手だてというのはございませんので、関係者も一緒になって地域の関係者の方で御説明をし、御理解をいただくというようなことを繰り返しております。

こういったことで地域が一体となって対処していく。困られている方のところにも寄り添った形で話しを進めていくといったことと、もう一つには、例えば視覚的な効果でもって追い払いをいたしますとか、新技術でドローンなどを用いて追い払いをいたしますとか、そういった爆音機以外の追い払い対策の技術も出てきておりますので、その辺のところの技術を確立いたしまして、そういった困り事ができるだけなくなるように進めてまいりたいと思います。

○内田副委員長 ぜひ御指導をお願いしたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○岩切委員長 ほかに委員の皆様から御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時26分休憩

午後3時29分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、21日に行いたいと思います。再開時刻は13時としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定いたします。

以上をもちまして本日の委員会を終わります。

令和3年9月16日(木)

お疲れさまでした。

午後3時29分閉会

令和3年9月21日(火曜日)

午後1時1分再開

会議に付託された議案等

○副委員長の互選

出席委員(7人)

委員	長	岩切達哉
副委員	長	内田理佐
委員		蓬原正三
委員		山下博三
委員		右松隆央
委員		武田浩一
委員		河野哲也

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	木村結

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

まず最初に、副委員長の辞任願の取扱いについてであります。

本日、内田副委員長より辞任願が提出されました。

なお、副委員長辞任の件を議題とする場合、委員会条例第19条の規定により、副委員長は除外となることから、内田副委員長には、あらかじめ席を外していただいております。

ここで、副委員長辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

この件につきましては、申出のとおり辞任を

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 御異議なしと認めます。よって、申出のとおり、内田理佐副委員長の辞任を許可することに決しました。

それでは、内田委員の入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

午後1時4分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

副委員長の辞任が許可され、副委員長が欠員となりましたので、ただいまから委員会条例第8条第2項の規定により、副委員長の互選を行います。

この場合、お諮りいたします。

互選の方法は、投票または指名推選であります。いかがいたしましょうか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 では、指名推選の方法で行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 御異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推選により行うことに決しました。

それでは、私から指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 御異議なしと認め、武田浩一委員を副委員長に指名いたします。

お諮りいたします。

ただいまの指名のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 御異議ありませんので、武田浩一委員が副委員長に選任されました。

以上で副委員長の互選は終了いたしました。御協力ありがとうございました。

次に、委員席の決定についてであります。

書記に委員席(案)を配付させます。

〔委員席(案)配付〕

○岩切委員長 お手元に配付の委員席(案)のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時5分休憩

午後1時7分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否を含め、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第8号及び議案第9号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第8号及び第9号につきましては、

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時8分休憩

午後1時8分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、引き続き、閉会中の継続調査といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、県外調査についてであります。

調査実施の判断については、正副委員長に御一任いただいておりますが、さきに御案内いたしましたとおり、今年度は実施しないということに決定しましたので、御了承ください。

次に、11月1日月曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして御意見を伺いたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午後1時9分休憩

午後1時10分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

それでは、11月1日の閉会中の委員会につきまして、執行部と御相談して進めさせていただきます。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 そのようにさせていただきます。

最後に、その他で何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時10分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 岩 切 達 哉